

—平成10年度の水質，騒音等の 環境状況について—

このたび，平成10年度の市内の水質，地盤沈下，騒音・振動の状況がまとまりましたので，その概要をお知らせします。

1 水質

(1) 公共用水域（資料1 平成10年度公共用水域の水質状況について）

河川及び海域の公共用水域の水質測定は，水質汚濁防止法に基づく公共用水域水質測定計画により，河川21地点，海域7地点の計28地点で実施したほか，市独自の調査として各河川の上流域や支川等（中小河川）の27地点でも実施しました。

測定結果は，次のとおりです。

健康項目	人の健康に係るカドミウム，全シアン等の有害物質23項目については，昭和59年度以降，全地点で環境基準を達成しています。
生活環境項目	測定計画に基づく調査地点において，有機性汚濁の代表的な指標でありますBOD（河川），COD（海域）が，環境基準に適合した地点数は，河川では21地点のうち14地点，海域では7地点のうち3地点で，ほぼ横ばいの状況となっています。 BOD，CODの年平均値の経年変化は，ここ数年概ね横ばいの状況にありますが，長期的には改善の傾向にあります。
全窒素及び全燐	測定計画に基づく海域での全窒素は，7地点のうち2地点，全燐は，7地点のうち3地点で環境基準に適合しました。また，全窒素は，当面の目標となる暫定目標に，この2地点を含む4地点で適合しました。環境基準の適合状況は，概ね横ばいで推移しています。

(2) 地下水（資料2 平成10年度地下水の水質状況について）

地下水の水質測定は、水質汚濁防止法に基づく地下水質測定計画により、平成10年度よりメッシュ調査（市域を1km四方に区分）を4カ年計画（毎年市域の1/4を調査）で実施しています。（9年度までは、市内35地点の定点で実施）

メッシュ調査の測定結果（10年度：北部域）は次のとおりです。

環境基準項目	カドミウム、全シアン等の有害物質23項目のうち、有機塩素系化学物質であるテトラクロロエチレンが、1地点で環境基準を超えました。
その他項目	フェノール類、フッ素等は、評価基準以下でした。

環境基準、評価基準：資料2 20ページ参照

2 地盤沈下（資料3 平成10年度地盤沈下の状況について）

地盤沈下の状況を把握するため、主に軟弱地盤である沖積低地を対象地域として、毎年精密水準測量を実施しています。平成10年度は、520地点で測定し、1cm以上の沈下があった地点数は、4地点、沈下面積は、0.21Km²でしたが、2cm以上の沈下は、前年同様ありませんでした。

調査結果は次のとおりです。

年間沈下量	1cm以上2cm未満	2cm以上
沈下地点数	4地点	なし
沈下面積	0.21Km ²	—

3 交通騒音・振動（資料4 平成10年度交通騒音・振動の状況について）

(1) 道路の騒音・振動

道路の騒音・振動測定は、騒音47地点、振動11地点で行いました。

環境基準等の適合状況等は次のとおりです。

騒音	環境基準に適合	環境基準を超え要請限度以下	要請限度を超過
音 47地点	3地点 (6%)	23地点 (49%)	21地点 (45%)

振動11地点	すべて要請限度以下
--------	-----------

騒音の環境基準、要請限度等：資料4 34～36ページ参照

(2) 鉄道の騒音・振動

鉄道の騒音・振動のうち、環境基準等の定められている新幹線の定点測定は、騒音24地点、振動24地点で行いました。

測定結果は、次のとおりで、毎年ほぼ同じ状況で推移しています。

騒音 24地点	環境基準（*）に適合	振動 24地点	指針値（☆）に適合
	13地点 (54%)		24地点 (100%)

*新幹線騒音の環境基準：住居系地域70デシベル（以下「dB」）
商工業地域75dB

☆新幹線振動の環境庁指針値：70dB

(3) 航空機騒音

厚木基地に近接する市内3地点で常時測定を行っており、結果は次のとおりで、ほぼ同レベルで推移しています。

単位：加重等価平均感覚騒音レベル

騒音	緑区長津田小学校	瀬谷区相沢小学校	泉区東中田小学校
	60	61	57

航空機騒音に係る環境基準：加重等価平均感覚騒音レベル70
（本市域は適用されていない。）

(連絡先)

1 水質	環境監視センター	担当課長	宇田川	671-3445
2 地盤沈下	水質地盤課	担当課長	橘	671-4104
3 交通騒音・振動	環境監視センター	担当課長	宇田川	671-3445
	交通環境対策担当	担当課長	森	671-3825

【 資 料 】

資料 1 平成 10 年度公共用水域の水質の状況について
ページ 1

資料 2 平成 10 年度地下水の水質状況について
ページ 17

資料 3 平成 10 年度地盤沈下の状況について
ページ 21

資料 4 平成 10 年度交通騒音・振動の状況について
ページ 26

平成 10 年度公共用水域の水質状況について

市域における河川及び海域の公共用水域の水質測定は、水質汚濁防止法第 16 条に基づき神奈川県知事が定める公共用水域水質測定計画（以下「測定計画」という）により、市（一部を国、県が分担）が昭和 46 年 10 月から実施しています。さらに、河川については、市独自で測定計画の補足調査（以下「市計画」という）を昭和 60 年度から中小河川調査として実施しています。

平成 10 年度の測定結果は次のとおりです。

1 測定内容

(1) 測定期間

平成 10 年 4 月～平成 11 年 3 月

(2) 測定地点数（ページ 3，図-1）

測定計画・・・河川 21 地点，海域 7 地点の計 28 地点

市計画・・・河川 27 地点（各河川の上流域や支川等）

の河川合計 48 地点，海域 7 地点の全 55 地点

(3) 測定項目

測定計画・・・健康項目 23，生活環境項目 9，その他項目 17 の計 49 項目

市計画・・・生活環境項目 3 項目

(4) 測定回数

測定計画・・・年 12 回（各月 1 回）

市計画・・・年 4 回

2 平成 10 年度の測定結果

(1) 健康項目

人の健康に係るカドミウム，全シアン等の有害物質 23 項目については，全シアンは最高値で，その他の項目は年平均値で評価することとされていますが，平成 10 年度は，全地点で環境基準を達成しました。（ページ 4，表-1）

また，昭和 59 年度以降全地点で環境基準を達成しています。

(2) 生活環境項目

生活環境項目については，河川で延べ 4,160 検体，海域で延べ 300 検体の調査を実施しましたが，環境基準値以下の検体の割合は，河川で 97%，海域で 96% でした。

（ページ 5，表-2）

このうち，有機性汚濁の代表的な指標である BOD（河川），COD（海域）が 75% 値評価*による環境基準に適合した地点は，河川で 21 地点のうち 14 地点（67%，9 年度は 16 地点で 76%），海域では 7 地点のうち 3 地点（43%，9 年度は 6 地点で 86%）となっており，いずれも 9 年度より減少しました。

（ページ 6，表-3）

* 75% 値による評価 BOD，COD については，75% 値が環境基準値以下の場合に，環境基準を達成していると評価します。

75% 値とは，例えば 100 個のデータを小さい順に並べた時の 75 番目のものです。

(3) 全窒素及び全燐

海域の富栄養化の原因となる全窒素は、7地点のうち2地点、全燐は、7地点のうち3地点で環境基準に適合しました。また、全窒素は、この2地点を含む4地点で暫定目標に適合しました。(ページ6, 表-4)

公共用水域の環境基準, 暫定目標 14~16ページ

—参考—

河川別BOD及び海域のCODの状況及び経年変化(年平均値による)

1 主要河川

(1) 鶴見川水系

測定計画に定める鶴見川水系の10地点では、本川5地点のうち4地点、支川5地点のうち4地点でBOD年平均値が環境基準値以下でした。

(ページ7, 図-2~3; ページ12, 表-5(1))

一方、市計画測定地点11地点では、すべて環境基準値以下でした。

(ページ8, 図-4; ページ13, 表-6)

また、経年変化は、測定計画、市計画いずれも長期的に見て概ね横ばいの傾向にあります。

(2) 境川・柏尾川水系

測定計画に定める境川本川の3地点では、2地点でBOD年平均値が環境基準値以下でした。また、境川支川の柏尾川、狹川では、3地点とも環境基準値以下でした。

(ページ8~9, 図-5~6; ページ12, 表-5(1))

境川支川等の市計画測定地点7地点では、すべて環境基準値以下でした。

(ページ9, 図-7; ページ13, 表-6)

また、経年変化は、測定計画地点では横ばいの傾向にあり、市計画である上流や支川でもほぼ同様横ばいとなっています。

(3) 帷子川・大岡川水系

帷子川水系では、測定計画で定める水道橋及び上流の市計画測定地点8地点いずれもBOD年平均値は環境基準値以下でした。

大岡川水系では、測定計画で定める清水橋、市計画測定地点港南橋、いずれも環境基準値以下でした。

また、経年変化は、測定計画、市計画いずれも長期的に見て概ね横ばいの傾向にあります。(ページ10, 図-8; ページ12, 表-5(1); ページ13, 表-6)

2 海域

海域のC類型に指定されている東京湾の鶴見川河口先、横浜港内、磯子沖の3地点では、COD年平均値が3.1~4.0mg/lといずれも環境基準値以下でした。

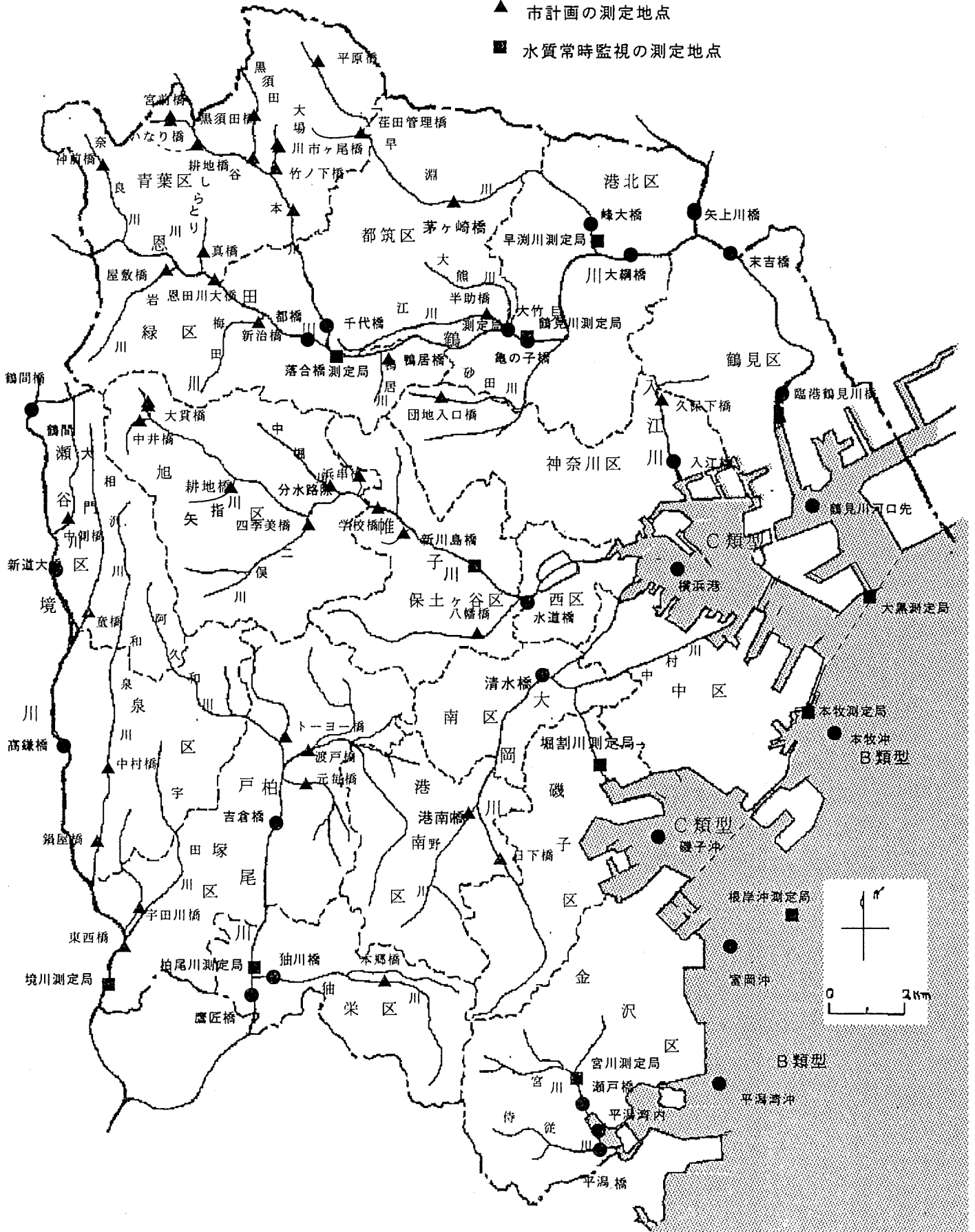
海域のB類型に指定されている平潟湾内、本牧沖、富岡沖、平潟湾沖4地点では、COD年平均値が2.8~3.5mg/lであり、3地点で環境基準値以下でした。

また、経年的には、C類型、B類型ともに横ばいの状況にあります。

(ページ11, 図-10~11; ページ12, 表-5(2))

図-1 測定地点図

- 公共用水域水質測定計画の測定地点
- ▲ 市計画の測定地点
- 水質常時監視の測定地点



表一 1 健康項目の環境基準達成状況及び基準値適合検体数
(平成10年度)

水域 区分	健康項目	調査 地点数	環境基 準達成 地点数	達成率 (%)
河 川	1 カドミウム	28	28	100
	2 全シアン	28	28	100
	3 鉛	28	28	100
	4 六価クロム	28	28	100
	5 砒素	28	28	100
	6 総水銀	28	28	100
	7 アルキル水銀	15	15	100
	8 PCB	15	15	100
	9 ジクロロメタン	25	25	100
	10 四塩化炭素	28	28	100
海 域	11 1,2-ジクロロエタン	20	20	100
	12 1,1-ジクロロエチレン	20	20	100
	13 シス-1,2-ジクロロエチレン	20	20	100
	14 1,1,1-トリクロロエタン	20	20	100
	15 1,1,2-トリクロロエタン	20	20	100
	16 トリクロロエチレン	28	28	100
	17 テトラクロロエチレン	28	28	100
	18 1,3-ジクロロプロペン	20	20	100
	19 チウラム	25	25	100
	20 シマジン	25	25	100
	21 チオベンカルブ	25	25	100
	22 ベンゼン	25	25	100
	23 セレン	25	25	100
	計	28	28	100

表-2 生活環境項目の調査結果 (平成10年度)

水 域	測定項目	調査検体数 (n)			環境基準値適合 検体数 (m)			環境基準値適合率 $m/n \times 100$ (%)		
		測定 計画	市 計画	計	測定 計画	市 計画	計	測定 計画	市 計画	計
河 川	水素イオン濃度 (pH)	959	108	1067	954	97	1051	99	90	99
	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	959	108	1067	848	102	950	88	94	89
	溶 存 酸 素 (DO)	959	108	1067	958	108	1066	99	100	99
	浮 遊 物 質 (SS)	959	—	959	951	—	951	99	—	99
	計	3836	324	4160	3711	307	4018	97	95	97
海 域	水素イオン濃度 (pH)	84	—	84	74	—	74	88	—	88
	化学的酸素要求量 (COD)	84	—	84	55	—	55	65	—	65
	溶 存 酸 素 (DO)	84	—	84	84	—	84	100	—	100
	n-ヘキサン 抽出物質	48	—	48	48	—	48	100	—	100
	計	300	—	300	261	—	261	87	—	87
総 計		4136	324	4460	3972	307	4279	96	95	96

基準適合率は小数点以下1桁目を四捨五入した値。ただし、適合率が99%を超え100%未満の場合は全て99%で表示。

表-3 BOD(河川)、COD(海域)の環境基準適合状況の推移
(75%値による評価)

		s63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
河川	測定地点数	19	19	19	19	21	21	21	21	21	21	21
	適合地点数	7	10	9	12	14	13	11	11	13	16	14
	適合率(%)	37	53	47	63	67	62	52	52	62	76	67
海域	測定地点数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	適合地点数	5	6	4	6	6	6	3	3	5	6	3
	適合率(%)	71	86	57	86	86	86	43	43	71	86	43

表-4 全窒素及び全燐の測定結果 (単位: mg/l)

水域名	類型	測定地点	10年度		環境基準等	
			全窒素	全燐	全窒素	全燐
東京湾(口)	IV	鶴見川河口先	3.0 ×	0.23 ×	環境基準値 1	環境基準値 0.09
		横浜港内	1.5 ×	0.12 ×		
		磯子沖	0.98 ○	0.073 ○	暫定目標値 1.4	暫定目標値 0.095
		本牧沖	1.10 △	0.078 ○		
		富岡沖	0.95 ○	0.065 ○		
東京湾(二)	III	平潟湾内	1.00 ×	0.084 ×	環境基準値 0.6	環境基準値 0.05
		平潟湾沖	0.96 △	0.072 ×	暫定目標値 0.97	暫定目標値 0.067

(注) 数値は上層の年間平均値
○: 環境基準値に適合
△: 環境基準値を超えるが暫定目標値に適合
×: 環境基準値、暫定目標値ともに不適合

表-4(1) 東京湾における全窒素の環境基準適合状況の推移

	H5	H6	H7	H8	H9	H10
測定地点数	7	7	7	7	7	7
適合地点数	2	1	3	3	3	2
適合率	29	14	43	43	43	29
暫定適合	4	5	6	5	6	4
暫定適合率	57	71	86	71	86	57

表-4(2) 東京湾における全燐の環境基準適合状況の推移

	H5	H6	H7	H8	H9	H10
測定地点数	7	7	7	7	7	7
適合地点数	3	2	3	3	3	3
適合率	43	29	43	43	43	43
暫定適合	3	2	3	3	3	3
暫定適合率	43	29	43	43	43	43

H5. 8. 27全窒素、全燐環境基準告示H5. 10. 1施行
H7. 2. 28全窒素、全燐水域類型指定、暫定目標値告示
H6以前は参考

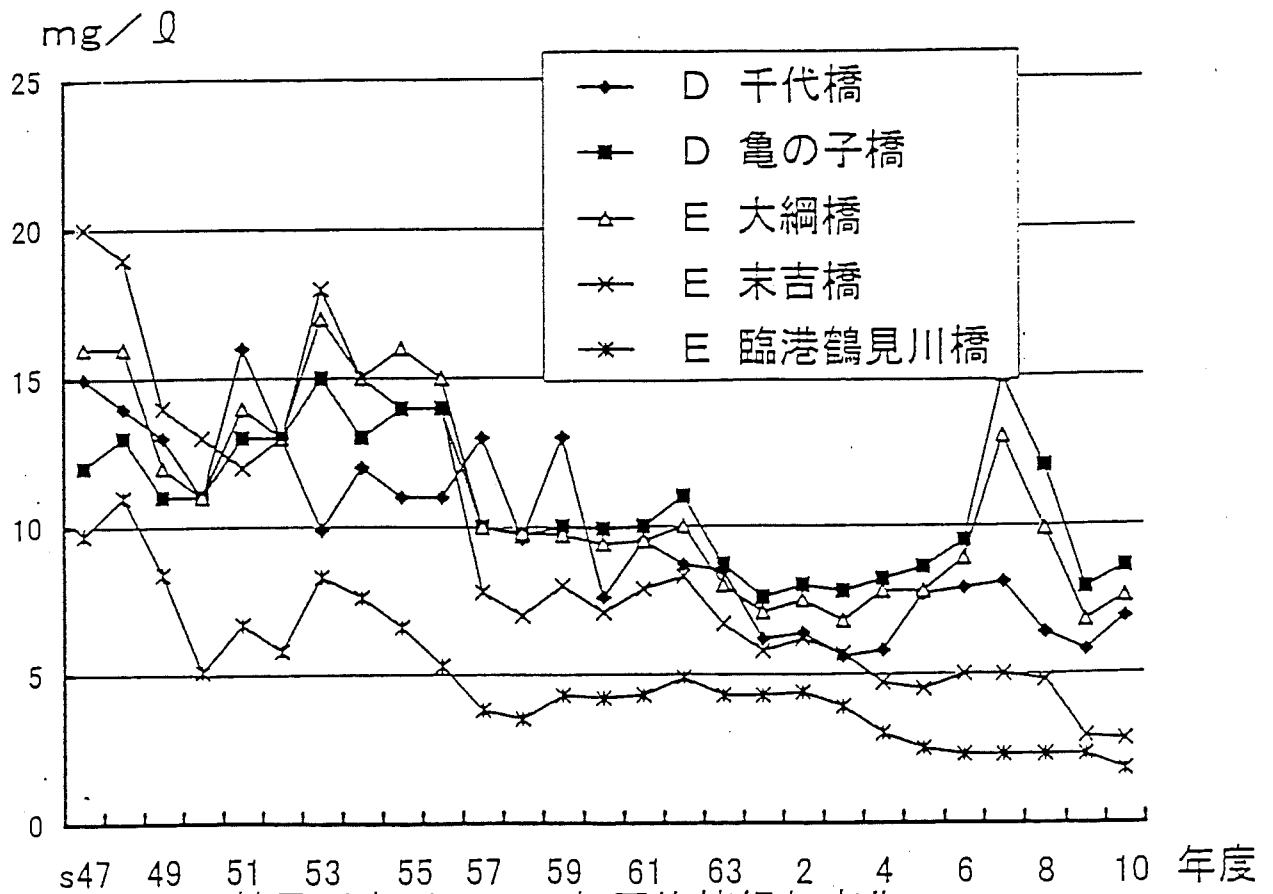


図-2 鶴見川本川のBOD年平均値経年変化

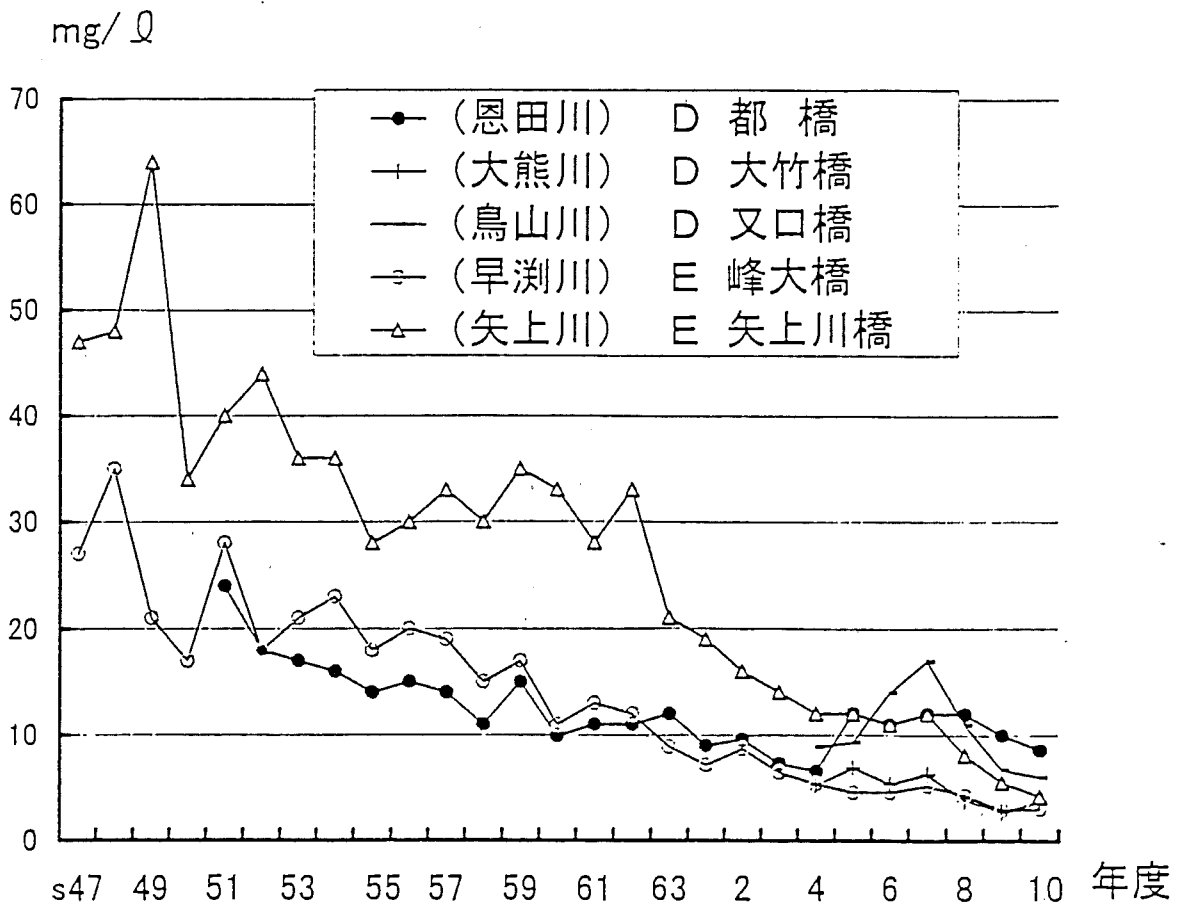


図-3 鶴見川支川のBOD年平均値経年変化

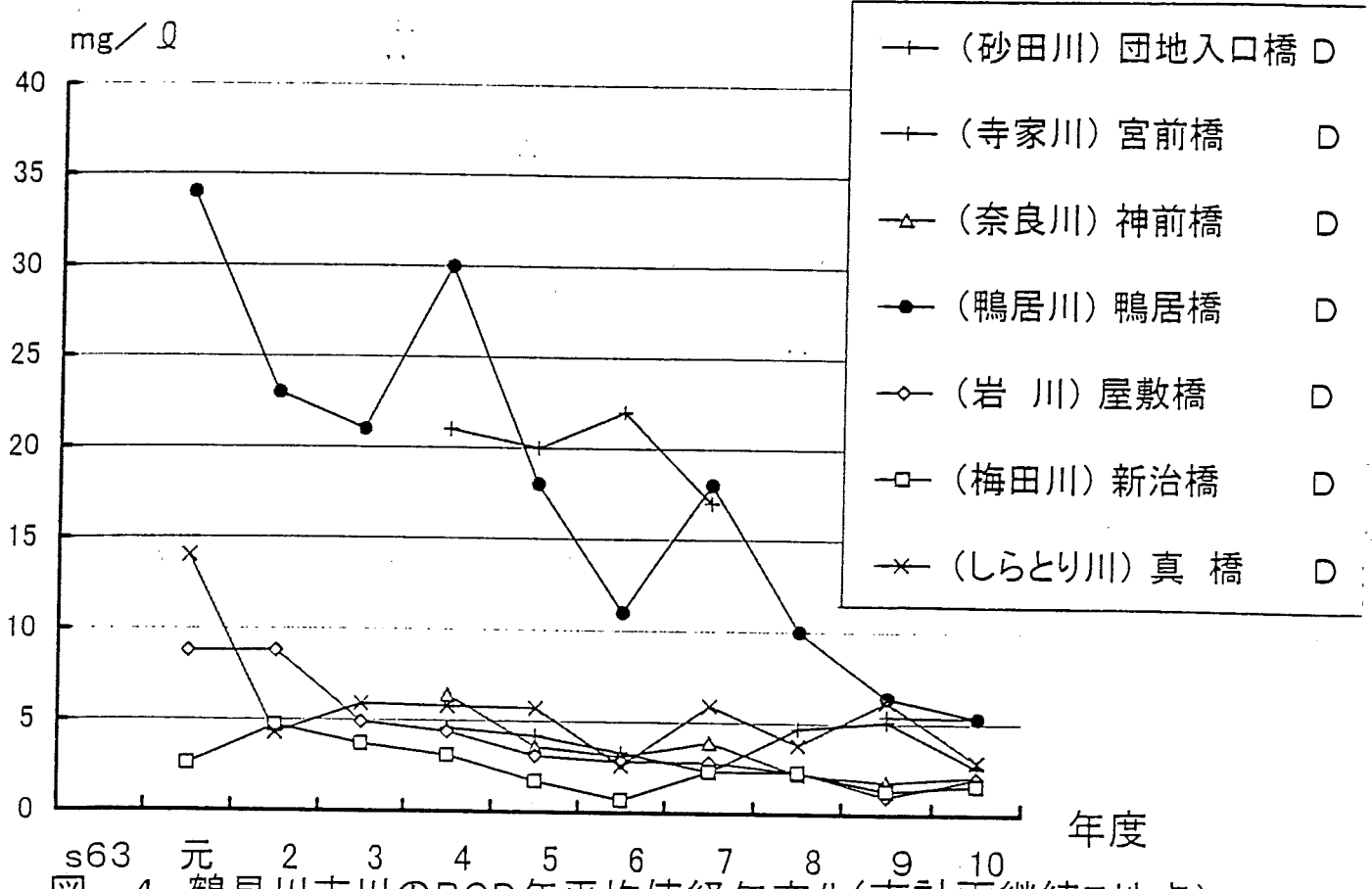


図-4 鶴見川支川のBOD年平均値経年変化(市計画継続7地点)

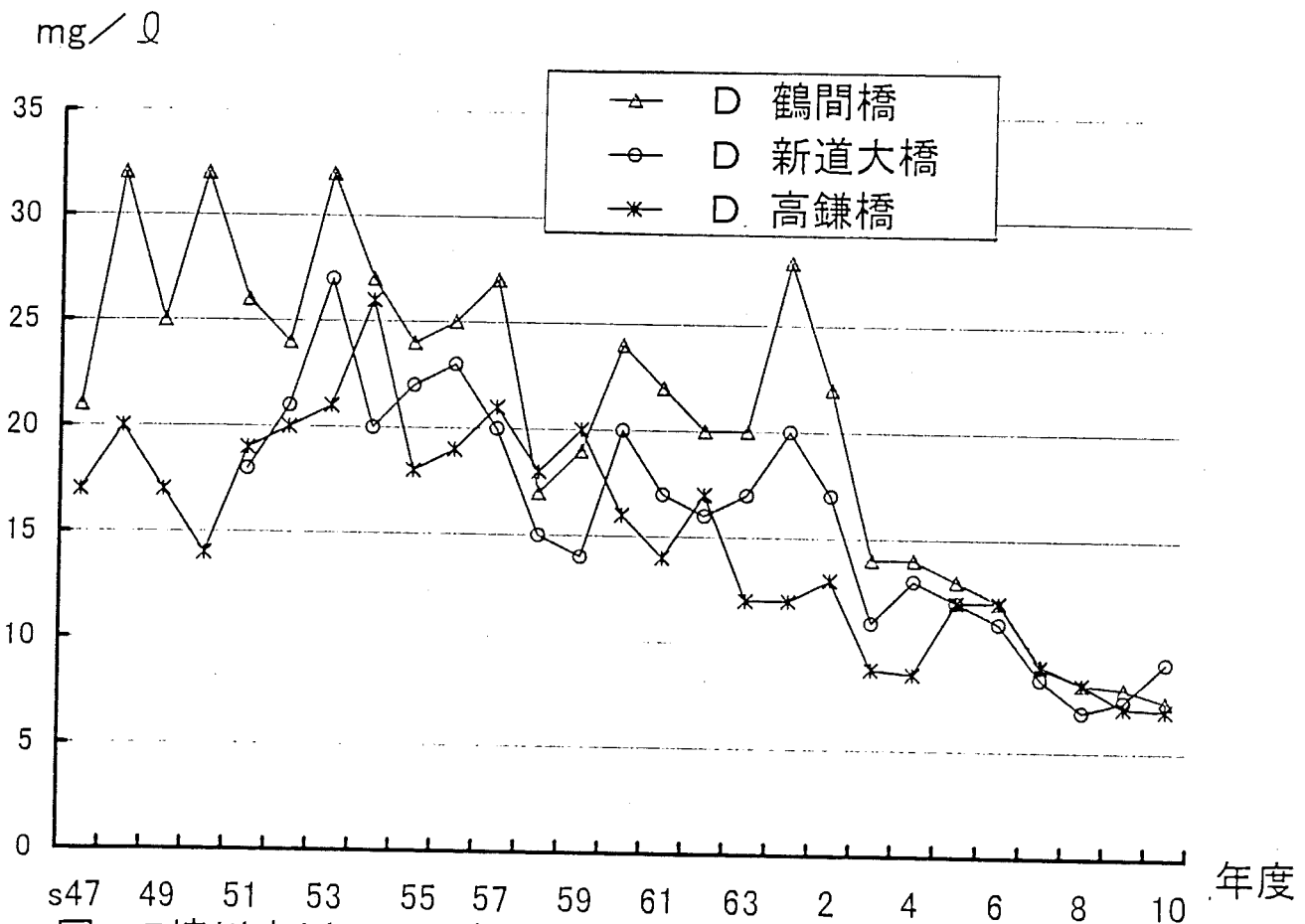


図-5 境川本川のBOD年平均値経年変化

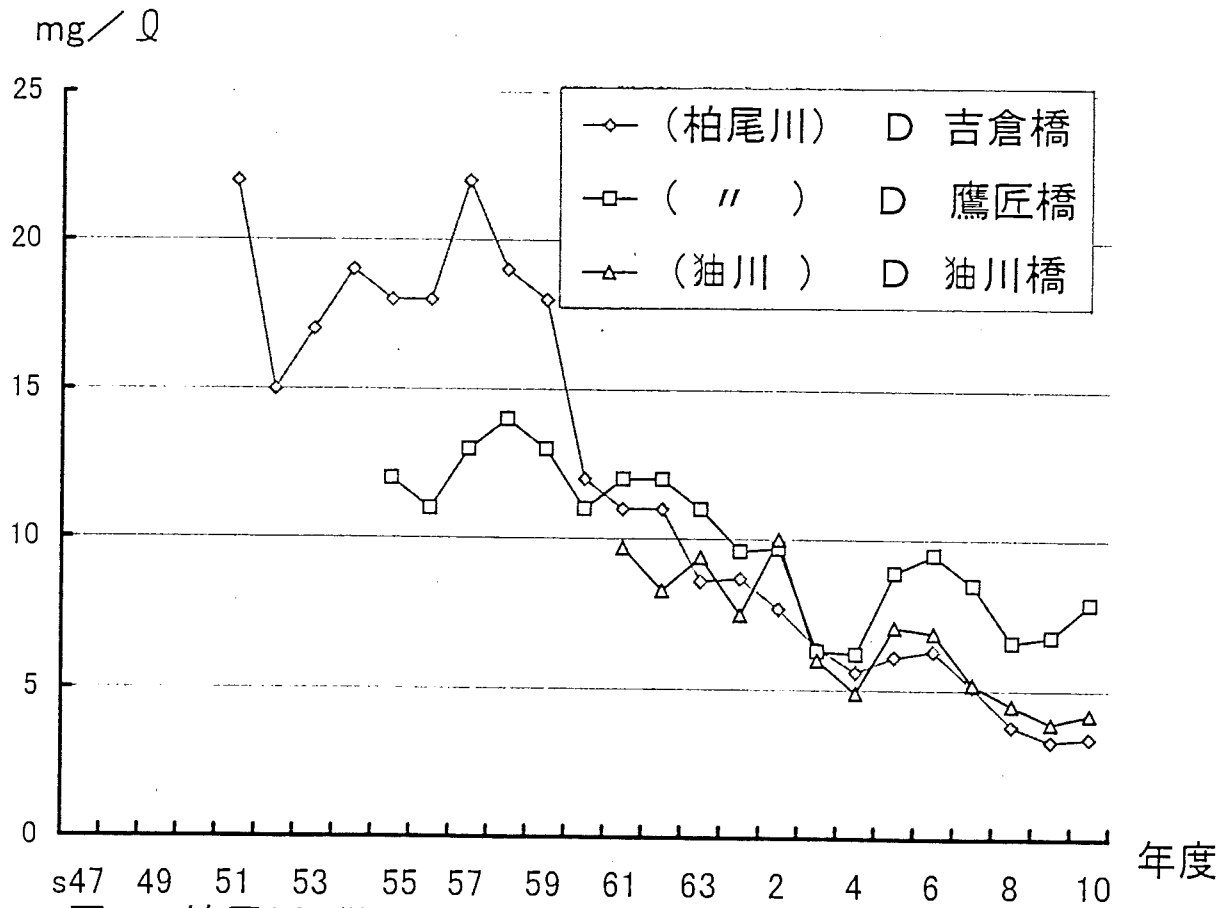


図-6 柏尾川、狹川のBOD年平均値経年変化

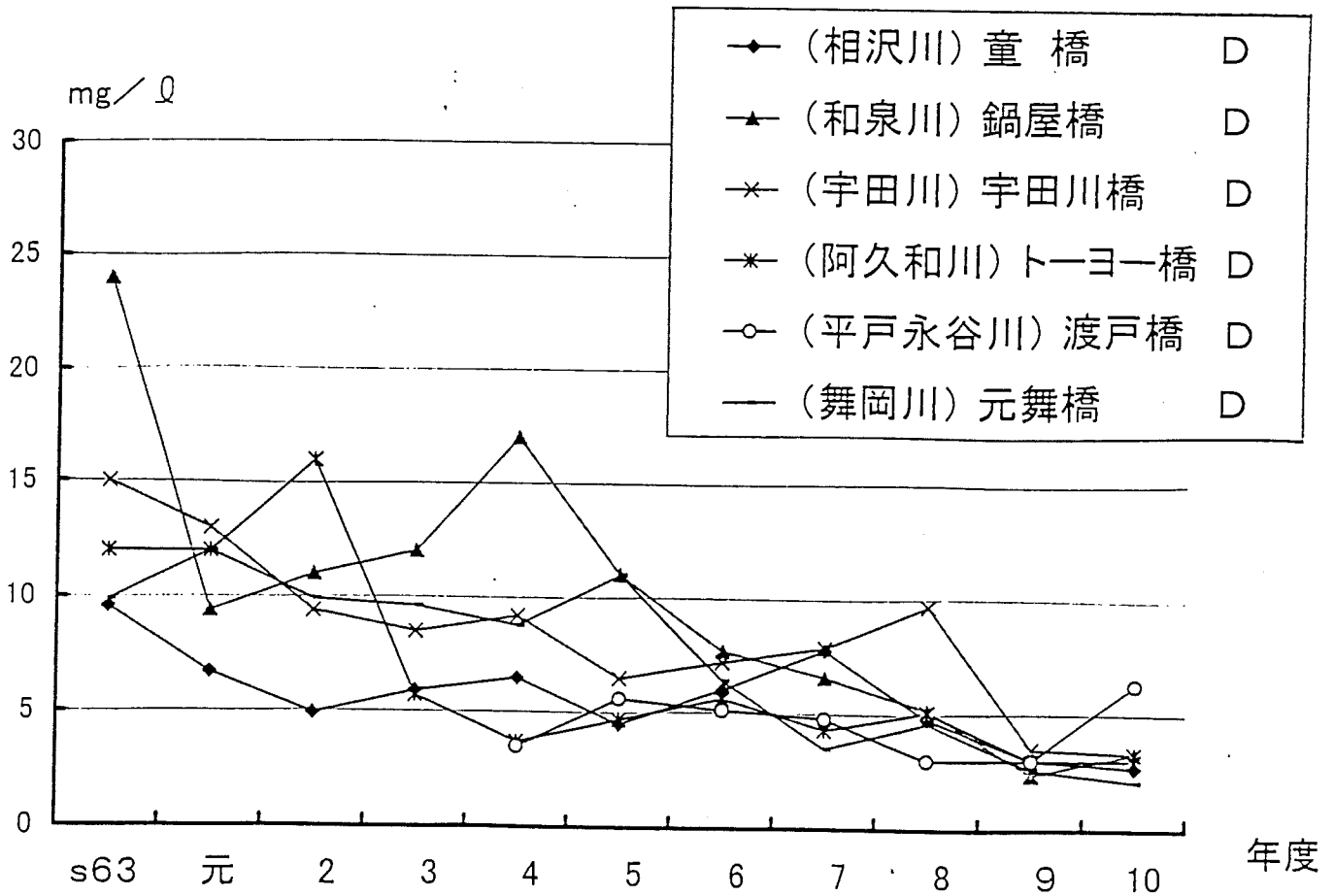


図-7 境川支川のBOD年平均値経年変化(市計画継続6地点)

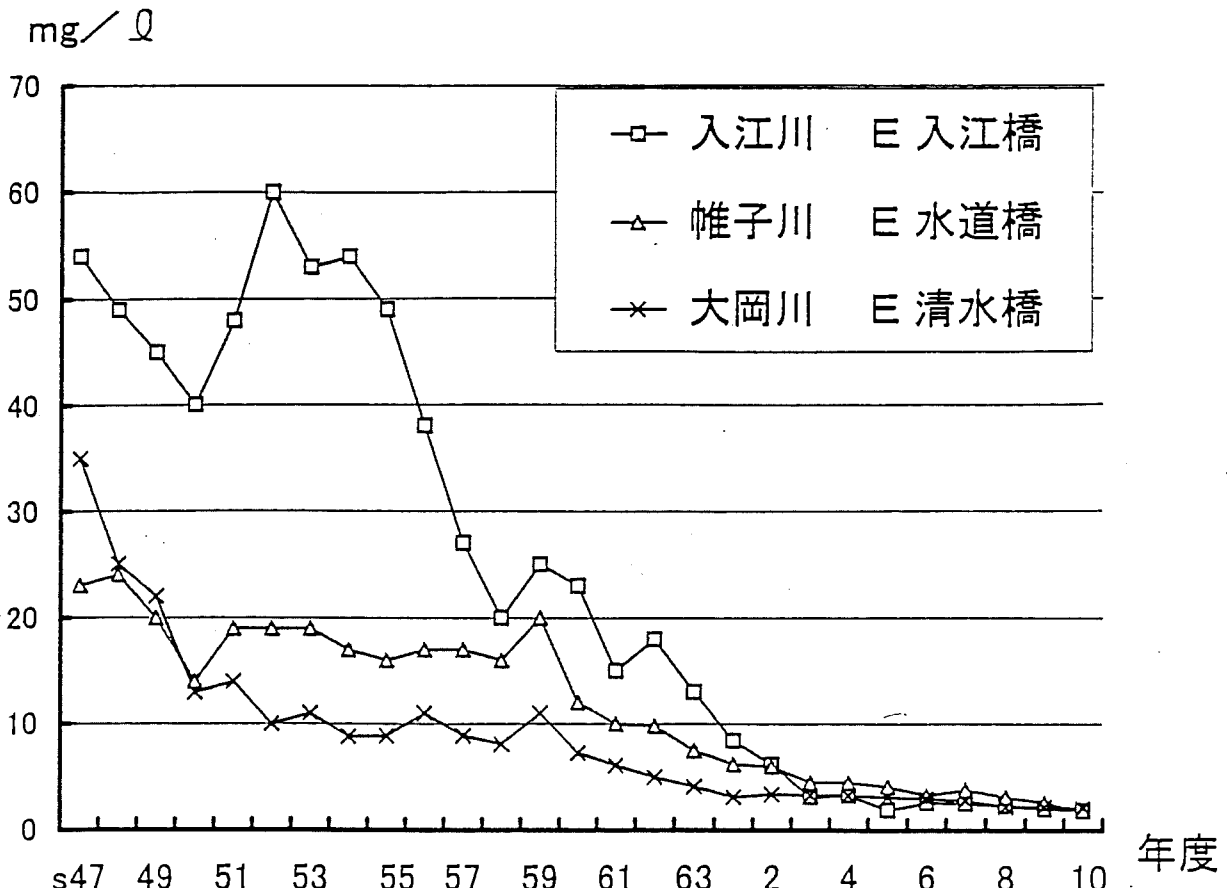


図-8 入江川、帷子川、大岡川のBOD年平均値経年変化

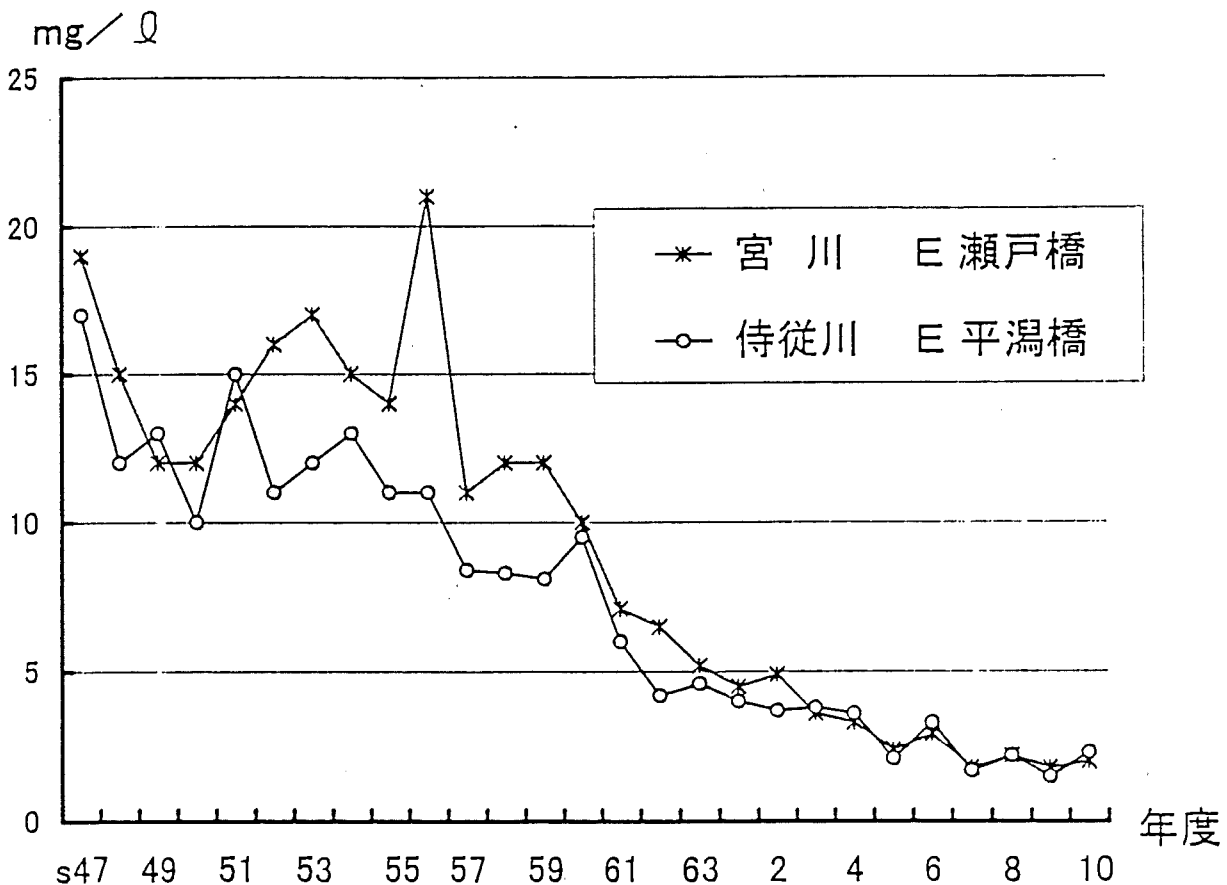


図-9 宮川、侍従川のBODの年平均値経年変化

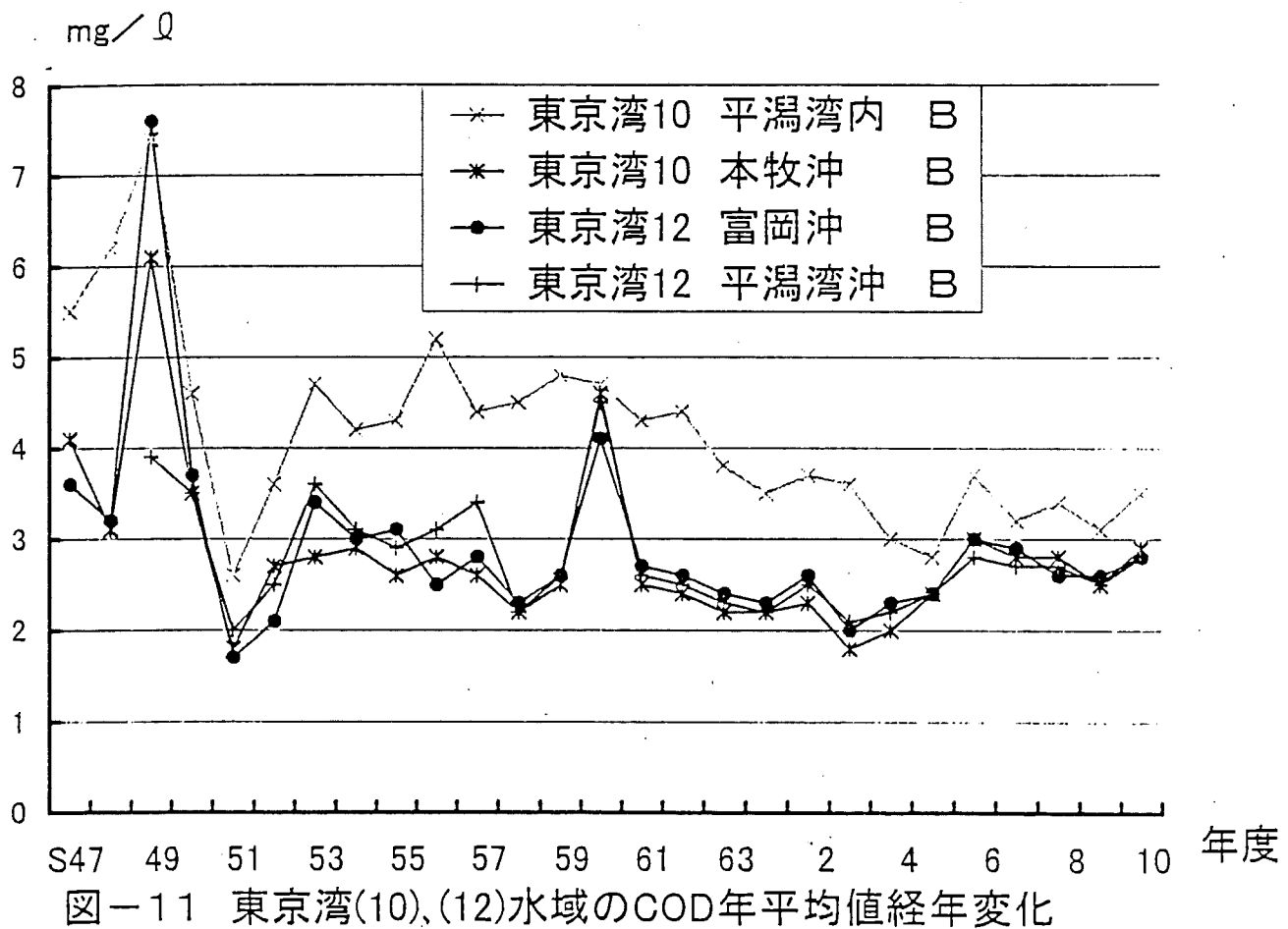
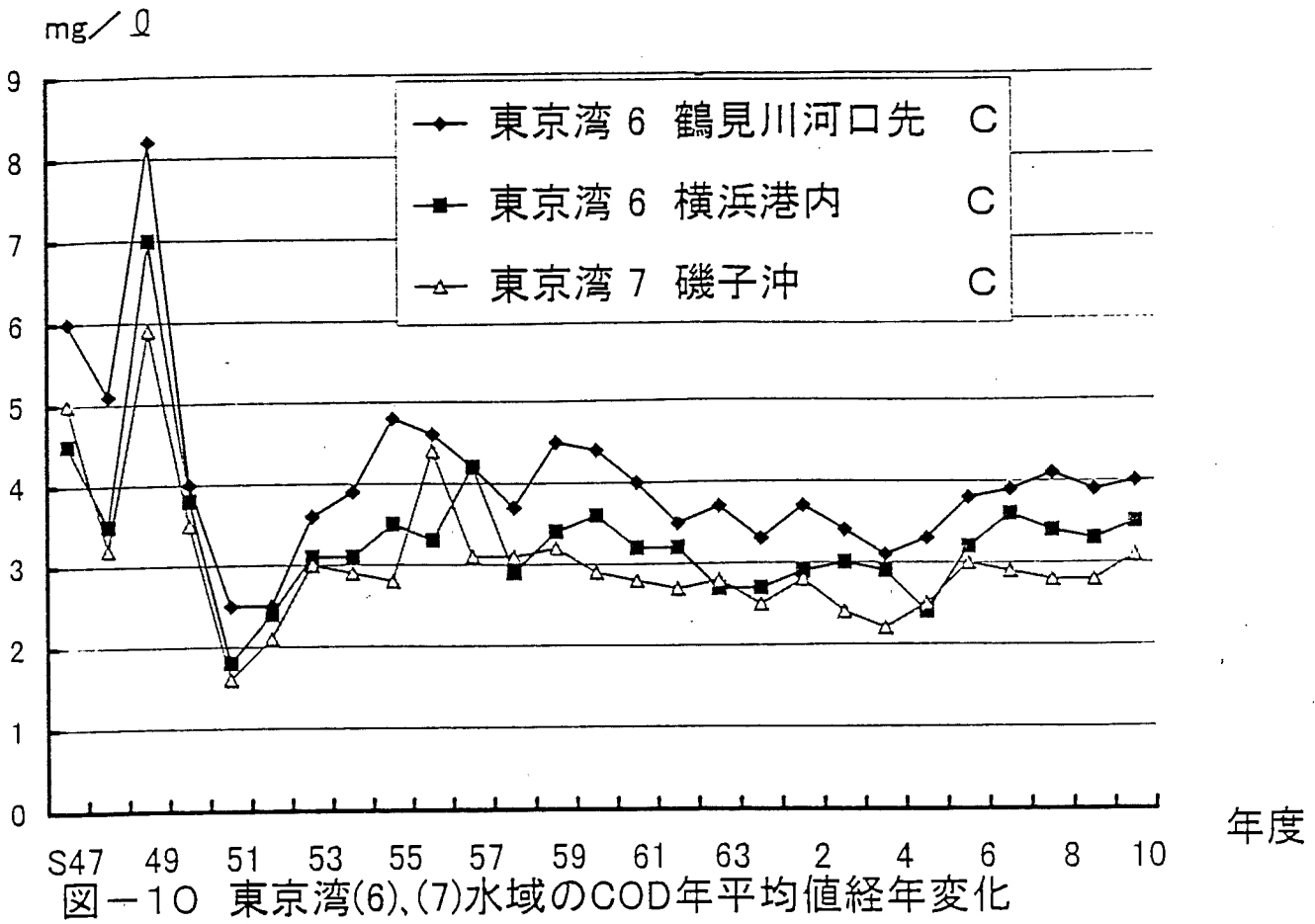


表-5 (1) 河川BOD年平均値経年変化 (測定計画)

(単位: mg/l)

水域名	類型	測定地点名	s63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
鶴見川	D	千代橋	8.5	6.2	6.4	5.6	5.8	7.7	7.9	8.1	6.4	5.8	6.9
	D	亀の子橋	8.7	7.6	8.0	7.8	8.2	8.6	9.5	15	12	7.9	8.6
	E	大綱橋	8.0	7.1	7.5	6.8	7.8	7.8	8.9	13	9.9	6.8	7.6
	E	末吉橋	6.7	5.8	6.2	5.7	4.7	4.5	5.0	5.0	4.8	2.9	2.8
	E	臨港鶴見川橋	4.3	4.3	4.4	3.9	3.0	2.5	2.3	2.3	2.3	2.3	1.8
(恩田川)	D	都 橋	12	9.0	9.6	7.3	6.6	12	11	12	12	10	8.6
(大熊川)	D	大竹橋					5.3	6.9	5.4	6.3	3.8	2.7	3.7
(鳥山川)	D	又口橋					8.9	9.3	14	17	11	6.7	6.0
(早瀬川)	E	峰大橋	8.9	7.2	8.7	6.5	5.4	4.6	4.6	5.2	4.3	2.9	3.0
(矢上川)	E	矢上川橋	21	19	16	14	12	12	11	12	8.1	5.5	4.2
入江川	E	入江橋	13	8.4	6.2	3.1	3.3	1.9	2.6	2.5	2.3	2.0	1.9
帷子川	E	水道橋	7.5	6.2	6.0	4.5	4.5	4.1	3.3	3.8	3.1	2.6	1.8
大岡川	E	清水橋	4.1	3.1	3.4	3.3	3.3	3.1	3.0	2.8	2.2	2.2	2.1
宮 川	E	瀬戸橋	5.2	4.5	4.9	3.6	3.3	2.4	2.9	1.8	2.2	1.8	2.0
侍従川	E	平潟橋	4.6	4.0	3.7	3.8	3.6	2.1	3.3	1.7	2.2	1.5	2.3
境 川	D	鶴間橋	20	28	22	14	14	13	12	9.1	8.2	8.0	7.4
	D	新道大橋	17	20	17	11	13	12	11	8.4	6.9	7.4	9.2
	D	高鎌橋	12	12	13	8.8	8.6	12	12	9.0	8.2	7.1	6.7
(柏尾川)	D	吉倉橋	8.6	8.7	7.7	6.4	5.6	6.1	6.3	5.1	3.8	3.3	3.4
(")	D	鷹匠橋	11	9.6	9.7	6.3	6.2	8.9	9.5	8.5	6.6	6.8	7.9
(油川)	D	油川橋	9.4	7.5	10	6.0	4.9	7.1	6.9	5.2	4.5	3.9	4.2

表-5 (2) 東京湾のCOD年平均値の経年変化 (測定計画) (単位: mg/l)

水域名	類型	測定地点名	s63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
東京湾 6	C	鶴見川河口先	3.7	3.3	3.7	3.4	3.1	3.3	3.8	3.9	4.1	3.9	4.0
	C	横浜港内	2.7	2.7	2.9	3.0	2.9	2.4	3.2	3.6	3.4	3.3	3.5
東京湾 7	C	磯子沖	2.8	2.5	2.8	2.4	2.2	2.5	3.0	2.9	2.8	2.8	3.1
東京湾10	B	平潟湾内	3.8	3.5	3.7	3.6	3.0	2.8	3.7	3.2	3.4	3.1	3.5
東京湾12	B	本牧沖	2.2	2.2	2.3	1.8	2.0	2.4	3.0	2.8	2.8	2.5	2.9
	B	富岡沖	2.4	2.3	2.6	2.0	2.3	2.4	3.0	2.9	2.6	2.6	2.8
	B	平潟湾沖	2.3	2.2	2.5	2.1	2.2	2.4	2.8	2.7	2.7	2.5	2.8

表-5 (3) 河川のBOD75%値の推移 (単位: mg/)

水域名	測定地点名	類型	s63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
鶴見川	千代橋	D	11	7.1	7.2	5.9	6.4	8.5	8.5	9.6	8.1	7.2	8.7
	亀の子橋	D	10	9.2	9.7	9.1	10	9.4	11	20	15	9.7	11
	大綱橋	E	9.0	8.3	9.0	8.0	11	10	12	18	11	9.6	9.6
	末吉橋	E	7.9	6.8	7.9	6.6	5.6	5.5	5.6	5.3	5.7	3.5	3.0
	臨港鶴見川橋	E	4.5	4.5	4.9	4.1	3.4	2.4	2.6	2.6	2.5	2.5	2.1
(恩田川)	都 橋	D	13	10	10	8.4	7.4	11	13	12	15	11	11
(大熊川)	大竹橋	D					5.7	6.7	6.5	8.1	4.3	2.6	4.0
(鳥山川)	又口橋	D					9.8	10	16	20	13	7.2	7.3
(早濑川)	峰大橋	E	11	6.8	11	6.5	6.2	5.7	5.6	5.2	6.1	3.8	3.4
(矢上川)	矢上川橋	E	22	22	18	18	12	13	12	14	8.2	6.6	4.6
入江川	入江橋	E	16	7.2	5.9	4.4	3.0	2.1	3.2	2.5	2.3	1.8	1.7
帷子川	水道橋	E	9.0	7.4	6.3	5.1	5.0	4.6	3.3	4.7	3.2	2.2	1.9
大岡川	清水橋	E	4.7	3.6	3.6	3.7	3.8	4.1	2.8	3.5	2.3	1.9	2.4
宮 川	瀬戸橋	E	5.6	5.2	6.0	4.0	3.6	2.7	2.8	2.0	2.5	2.0	2.2
侍従川	平潟橋	E	4.8	4.1	4.1	5.1	3.8	2.3	2.4	1.9	3.0	1.8	2.6
境 川	鶴間橋	D	25	37	27	16	14	15	11	12	10	8.8	8.1
	新道大橋	D	23	26	19	12	14	15	12	9.1	9.1	10	12
	高鎌橋	D	13	13	12	10	9.4	12	15	12	9.9	8.6	8.2
(柏尾川)	吉倉橋	D	9.7	8.7	8.8	6.9	6.1	6.5	7.7	5.6	5.1	3.9	3.9
(")	鷹匠橋	D	11	12	11	7.8	7.3	7.1	11	7.6	6.7	7.7	11
(川)	川橋	D	10	8.9	12	8.3	4.9	7.8	7.4	7.8	4.9	4.3	5.2

表-5 (4) 東京湾のCOD75%値の推移 (単位: mg/)

水域名	測定地点名	類型	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
東京湾 6	鶴見川河口先	C	4.4	4.1	3.8	3.7	3.2	3.9	4.5	4.3	5.3	4.3	4.6
	横浜港内	C	3.5	3.0	3.2	3.5	3.0	2.8	3.5	4.3	4.3	3.4	4.7
東京湾 7	磯子沖	C	3.5	2.6	3.3	2.7	2.4	3.1	3.2	3.5	3.3	3.0	3.9
東京湾10	平潟湾内	B	4.7	3.6	4.6	3.8	3.1	3.4	4.4	3.7	4.0	3.6	4.0
東京湾12	本牧沖	B	2.8	2.3	2.5	2.1	2.0	2.6	3.6	3.4	3.2	2.5	3.9
	富岡沖	B	3.4	2.4	3.2	2.4	2.4	2.6	4.4	3.6	3.0	2.8	3.4
	平潟湾沖	B	3.0	2.3	3.2	2.5	2.2	2.5	3.1	3.2	2.8	2.6	3.4

* 網掛けは、環境基準値を超えた値

表-6 中小河川のBOD年平均値の経年変化(市計画)(単位: mg/Q)

水域名(支川)	測定地点名	類型	s63	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
鶴見川	学校橋	D					4.5	6.3	6.4	5.3	4.6	4.6	<8.1>
	(砂田川) 団地入口橋	D					21	20	22	17		5.4	5.3
	(江川) 半助橋	D	23	9.4	4.3	3.2	4.1	3.2	2.5	5.3	3.7	1.5	
	(黒須田川) 黒須田橋	D					2.5	5.6	2.1	5.1	2.4	2.3	<2.8>
	(黒須田川) 耕地橋	D											2.2
	(布川) 荏田管理橋	D											3.0
	(寺家川) 宮前橋	D					4.6	4.2	3.3	2.3	4.7	5.1	2.6
	(鴨志田川) いなり橋	D											3.5
	(奈良川) 神前橋	D					6.4	3.6	3.1	3.9	2.2	1.8	2.1
	(大場川) 市ヶ尾橋	D		13	19	10	5.7	7.0	6.3	2.6	3.3	2.3	
	(大場川) 竹の下橋	D											2.3
	(鴨居川) 鴨居橋	D		34	23	21	30	18	11	18	10	6.4	5.3
	(恩田川) 恩田川大橋	D					5.2	8.5	8.8	12	12	6.4	<11>
	(岩川) 屋敷橋	D		8.8	8.8	4.9	4.4	3.1	2.8	2.8	2.3	1.0	2.0
	(梅田川) 新治橋	D		2.6	4.7	3.7	3.1	1.7	0.7	2.3	2.3	1.3	1.6
	(しらとり川) 真橋	D		14	4.3	5.9	5.8	5.7	2.6	5.9	3.8	6.2	2.9
	(早渕川) 平原橋	E					6.8	8.7	5.2	5.3	5.0	2.3	
	(早渕川) 茅ヶ崎橋	E					3.4	3.1	3.8	3.4	1.8	2.1	<2.3>
入江川	久保下橋	E					22	25	28		7.3	18	<3.6>
帷子川	大貫橋	E					7.5	9.6	9.7	18	5.0	4.8	<6.7>
	学校橋	E					5.1	6.2	3.9	9.4	5.5	3.6	<2.4>
	中井橋	E											7.8
	(矢指川) 耕地橋	E											4.0
	(今井川) 八幡橋	E					6.1	7.5	3.8	6.5	4.0	1.9	2.5
	(中堀川) 浜串橋	E	28	38	15	8.9	8.6	11	7.0	9.9	6.2	5.1	5.4
	(二俣川) 四季美橋	E	43	32	21	11	23	14	18	11	9.5	5.0	5.8
	(新井川) 分水路際	E											8.3
	(くぬぎだい川) 原下橋	E											4.1
(菅田川) 新川島橋	E											3.4	
大岡川	日下橋	E	14	10	4.0	3.6	4.6	3.9	4.7	4.2	2.8	2.1	
	(日野川) 港南橋	E											2.4
境川	東西橋	D					7.5	7.8	6.8	7.0	6.6	3.3	<7.1>
	(大門川) 中川橋	D											4.4
	(相沢川) 童橋	D	9.6	6.7	4.9	5.9	6.5	4.5	6.0	7.8	4.8	3.0	2.7
	(和泉川) 中村橋	D				17	11	13	7.8	8.2	5.4	4.3	
	(和泉川) 鍋屋橋	D	24	9.4	11	12	17	11	7.7	6.6	5.2	2.4	3.3
	(宇田川) 宇田川橋	D	15	13	9.4	8.5	9.2	6.5	7.2	7.9	9.7	3.5	3.3
	(阿久和川) トーヨー橋	D	12	12	16	5.7	3.7	4.7	5.6	4.3	5.1	3.0	3.0
	(平戸永谷川) 渡戸橋	D					3.5	5.6	5.1	4.8	3.0	3.0	6.3
	(舞岡川) 元舞橋	D	9.9	12	9.9	9.6	8.8	11	6.4	3.5	4.6	2.6	2.1
	(独川) 本郷橋	D				1.7	1.3	1.3	3.2	2.1	1.8	1.2	

< > は、水環境評価地点調査結果による参考値

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	ジス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チウラム	0.006mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下		

基準値は年間平均値とする。ただし全シアンの基準値については最高値とする。
 全公共用水域を対象とする。
 達成期間：直ちに達成，維持すること。

生活環境の保全に関する環境基準

河川	項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
			水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
川	D	工業用水 2級	6.0以上	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
		農業用水及びEの欄に掲げるもの	8.5以下				
川	E	工業用水 3級	6.0以上	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	—
		環境保全	8.5以下				

市内の河川は，鶴見川の鳥山川合流点より上流の区間及び境川全域がD類型で，他の河川はE類型。
 達成期間：可及的速やかに達成すること。

海域	項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
			水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
域	B	水産 2級	7.8以上	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されないこと
		工業用水及びCの欄に掲げるもの	8.3以下				
域	C	環境保全	7.0以上	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—
			8.3以下				

海域の全窒素及び全磷に係る環境基準（抜粋）

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
Ⅲ	水産2種、及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

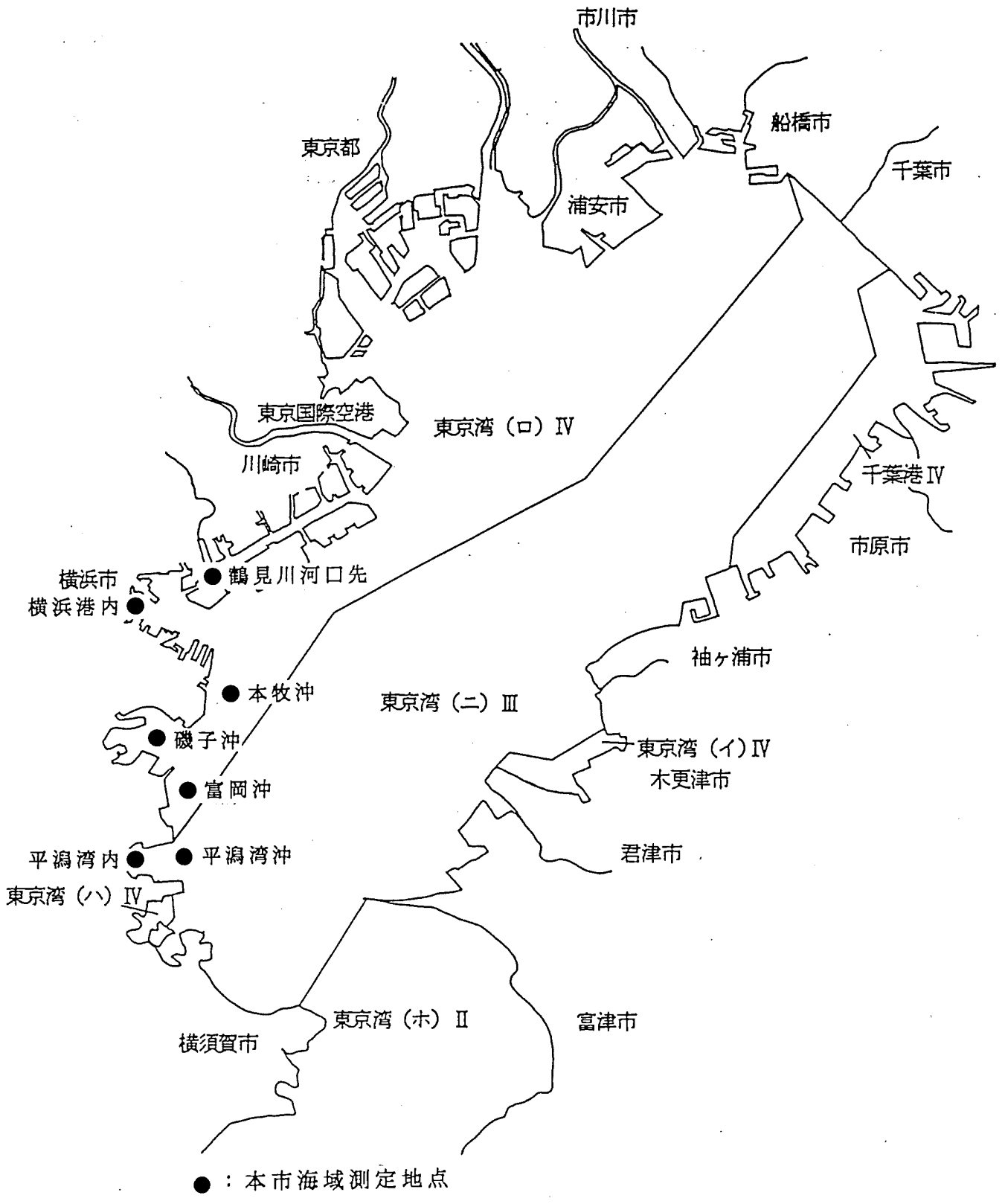
- (注) 1 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 2 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

全窒素、全磷の暫定目標

公共用水域が該当する全窒素、全磷に係る水質環境基準の水域類型の指定（抜粋）

水域名	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成11年度)
東京湾(口)	Ⅳ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める	全窒素 1.4mg/ℓ 全磷 0.095mg/ℓ
東京湾(二)	Ⅲ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める	全窒素 0.97mg/ℓ 全磷 0.067mg/ℓ

- (注) 該当類型については、次の表に示される海域の全窒素及び全磷に係る環境基準の類型に対応している。



全窒素，全磷に係る環境基準の水域区分

平成10年度地下水の水質状況について

市域における地下水の水質測定は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき神奈川県知事が定める地下水質測定計画（以下「測定計画」という）により実施しています。

平成10年度は、これまで同一地点で実施してきた調査（35地点）に代わって10年度を初年度としたメッシュ調査（市域を1km四方に区分）を4カ年計画（毎年市域の1/4を調査）で実施しています。

10年度は、「測定計画」に基づくメッシュ調査（北部域）、定点調査（継続調査）及び定期モニタリング調査（汚染が確認された地点の継続的な調査）に加え、市独自にクロロホルムの調査を実施しました。

平成10年度の測定結果は、次のとおりです。

1 測定内容

(1) 測定期間

平成10年10月

(2) 測定地点（ページ18，図-1；ページ19，表-1）

メッシュ調査：90地点 定点調査：8地点 定期モニタリング調査：3地点

(3) 測定項目

環境基準項目（カドミウム，全シアン等）23，その他の項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等）3，市独自項目（クロロホルム）1 計27項目

(4) 測定回数

年1回

2 測定結果の概要

<メッシュ調査：90地点>

1,2-ジクロロエタンが1地点，1,1-ジクロロエチレンが1地点，1,1,1-トリクロロエタンが2地点，トリクロロエチレンが3地点及びテトラクロロエチレンが2地点で検出されましたが，環境基準を超えたのは，このうち，テトラクロロエチレン1地点でした。（ページ20，表-2）

<定点調査：8地点>

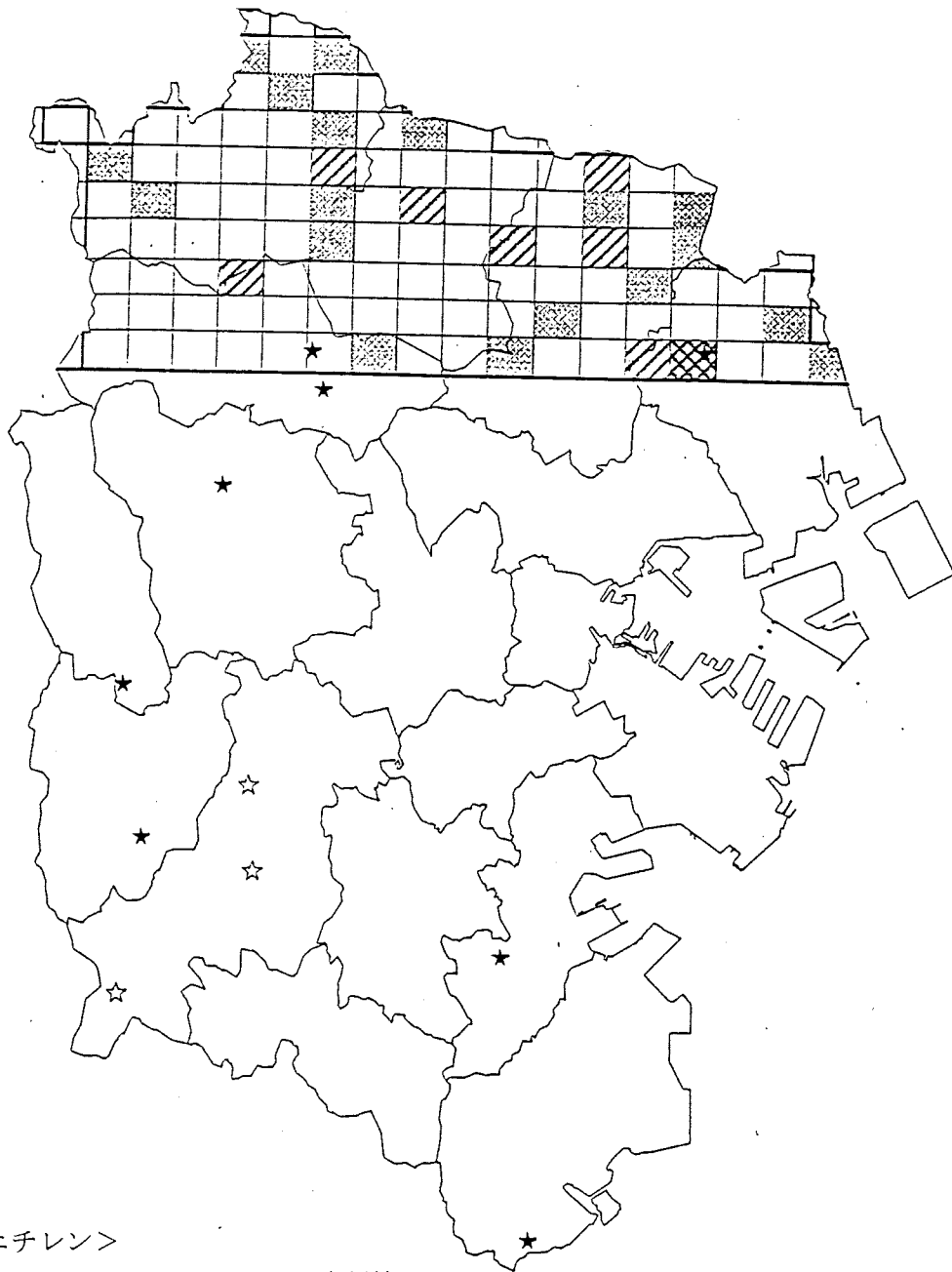
1,1,1-トリクロロエタンが1地点で検出されましたが，環境基準に適合していませんでした。

<定期モニタリング調査：3地点>

シス-1,2-ジクロロエチレン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレンについて調査を行った結果，シス-1,2-ジクロロエチレンが2地点，トリクロロエチレンが1地点で環境基準を超えていました。

また，市独自の調査として，メッシュ調査，定点調査と同地点でクロロホルムについての調査を行い，3地点で検出されましたが指針値以下でした。

（ページ20，表-2）



<テトラクロロエチレン>

主な用途としては、ドライクリーニング、溶剤等

<トリクロロエチレン>

主な用途としては、脱脂洗浄剤、溶剤等

< シス-1,2-ジクロロエチレン >

主な用途としては、合成樹脂の原料、溶剤等

また、環境中において、テトラクロロエチレンやトリクロロエチレン等から生成されます。


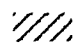
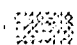


-  環境基準項目が基準を超過したメッシュ
-  環境基準項目が検出されたメッシュ
-  調査用井戸がなかったメッシュ
-  定点調査地点
-  定期モニタリング調査地点

図-1 平成10年度 地下水質調査地点図

表-1 地下水汚染調査地点一覧

(平成10年度)

連番	区名	町名	深度区分	用途区分	調査区分	連番	区名	町名	深度区分	用途区分	調査区分
1	鶴見区	梶山一丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	50	青葉区	柿の木台	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
2	鶴見区	駒岡一丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	51	青葉区	鴨志田町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
3	鶴見区	駒岡四丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	52	青葉区	鴨志田町	深井戸	生活用水	概況(メッシュ)
4	港北区	高田町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	53	青葉区	元石川町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
5	鶴見区	市場下町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	54	青葉区	黒須田	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
6	鶴見区	上末吉一丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	55	青葉区	黒須田	深井戸	生活用水	概況(メッシュ)
7	鶴見区	諏訪坂	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	56	青葉区	市ヶ尾町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
8	鶴見区	北寺尾五丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	57	青葉区	市ヶ尾町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
9	鶴見区	北寺尾七丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	58	青葉区	新石川	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
10	鶴見区	矢向一丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	59	青葉区	新石川四丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
11	港北区	下田町五丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	60	青葉区	青葉台一丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
12	港北区	綱島台	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	61	青葉区	鉄町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
13	港北区	綱島東二丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	62	青葉区	鉄町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
14	港北区	師岡町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	63	青葉区	田奈町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
15	港北区	新羽町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	64	青葉区	藤が丘一丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
16	港北区	新羽町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	65	青葉区	奈良町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
17	港北区	新羽町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	66	青葉区	美しが丘五丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
18	港北区	新吉田町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	67	青葉区	美しが丘西一丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
19	港北区	新吉田町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	68	都筑区	荏田東一丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
20	港北区	新吉田町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	69	都筑区	荏田東町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
21	港北区	新吉田町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	70	都筑区	荏田南町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
22	港北区	大曽根台	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	71	都筑区	茅ヶ崎東二丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
23	港北区	大曽根台	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	72	都筑区	牛久保東三丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
24	港北区	大豆町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	73	都筑区	佐江戸町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
25	港北区	日吉一丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	74	都筑区	勝田町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
26	港北区	日吉二丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	75	都筑区	折本町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
27	港北区	箕輪町三丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	76	都筑区	川向町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
28	緑区	三保町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	77	都筑区	川和町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
29	緑区	十日市場町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	78	都筑区	川和町	深井戸	生活用水	概況(メッシュ)
30	緑区	十日市場町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	79	都筑区	大熊町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
31	緑区	新治町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	80	都筑区	大棚町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
32	緑区	新治町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	81	都筑区	池辺町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
33	緑区	西八朔町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	82	都筑区	池辺町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
34	緑区	中山町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	83	都筑区	池辺町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
35	緑区	長津田一丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	84	都筑区	池辺町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
36	緑区	長津田町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	85	都筑区	中川七丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
37	緑区	長津田町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	86	都筑区	東山田町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
38	緑区	長津田町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	87	都筑区	東方町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
39	緑区	長津田町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	88	都筑区	南山田町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
40	緑区	北八朔町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	89	都筑区	南山田町	浅井戸	産業用水	概況(メッシュ)
41	緑区	北八朔町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	90	都筑区	北山田七丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)
42	青葉区	あざみ野	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	1	鶴見区	北寺尾四丁目	浅井戸	その他	概況(定点)
43	青葉区	しらとり台	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	2	旭区	都岡町	浅井戸	その他	概況(定点)
44	青葉区	すみよし台	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	3	磯子区	田中二丁目	浅井戸	その他	概況(定点)
45	青葉区	たちばな台二丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	4	金沢区	六浦町	浅井戸	その他	概況(定点)
46	青葉区	荏田西	深井戸	生活用水	概況(メッシュ)	5	緑区	中山町	浅井戸	その他	概況(定点)
47	青葉区	荏田北二丁目	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	6	緑区	上山町	浅井戸	その他	概況(定点)
48	青葉区	覆が丘	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	7	泉区	中田町	浅井戸	その他	概況(定点)
49	青葉区	恩田町	浅井戸	生活用水	概況(メッシュ)	8	瀬谷区	阿久和町	浅井戸	その他	概況(定点)
						1	戸塚区	上倉田町	浅井戸	その他	定期モニタリング
						2	戸塚区	上矢部町	深井戸	工業用水	定期モニタリング
						3	戸塚区	東俣野町	深井戸	工業用水	定期モニタリング

表-2 測定計画に基づく地下水汚染調査(概況調査)及び市独自調査結果

(平成10年度)

区分	調査項目	メッシュ調査			定点調査			基準 (mg/l)
		検体数	検出検体数	基準超過 検体数	検体数	検出検体数	基準超過 検体数	
環境 基準 項目	カドミウム	23	0	0	8	0	0	0.01 以下
	全シアン	23	0	0	8	0	0	検出されないこと
	鉛	23	0	0	8	0	0	0.01 以下
	六価クロム	23	0	0	8	0	0	0.05 以下
	砒素	23	0	0	8	0	0	0.01 以下
	総水銀	23	0	0	8	0	0	0.0005 以下
	アルキル水銀	23	0	0	8	0	0	検出されないこと
	PCB	23	0	0	8	0	0	検出されないこと
	ジクロロタン	90	0	0	8	0	0	0.02 以下
	四塩化炭素	90	0	0	8	0	0	0.002 以下
	1,2-ジクロロタン	90	1	0	8	0	0	0.004 以下
	1,1-ジクロロイソタン	90	1	0	8	0	0	0.02 以下
	シス-1,2-ジクロロイソタン	90	0	0	8	0	0	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロタン	90	2	0	8	1	0	1 以下
	1,1,2-トリクロロタン	90	0	0	8	0	0	0.006 以下
	トリクロロイソタン	90	3	0	8	0	0	0.03 以下
	テトラクロロイソタン	90	2	1	8	0	0	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロパン	90	0	0	8	0	0	0.002 以下
	チウラム	23	0	0	8	0	0	0.006 以下
	シマジン	23	0	0	8	0	0	0.003 以下
チオホルム	23	0	0	8	0	0	0.02 以下	
ベンゼン	90	0	0	8	0	0	0.01 以下	
セレン	23	0	0	8	0	0	0.01 以下	
その他	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	23	2	0	8	0	0	10以下
項目	フェノール類	23	0	0	8	0	0	0.0005 以下
市	ふっ素	23	0	0	8	2	0	0.8以下
一般	クロホルム	90	3	0	8	0	0	0.06以下
	pH	90	0	0	8	0	0	5.8~8.6

検出検体数は基準超過検体数を含む。

基準について

- * 環境基準項目は、平成11年2月付環境庁告示第16号による基準値で、その他の項目は以下のとおり。
- * その他項目及びクロロホルム：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成5年3月8日付環水管第22号、環境庁水質保全局長通知）に定める指針値による。
- * フェノール類及びpH：水道法第4条に基づく水質基準による。

平成 10 年度地盤沈下の状況について

1 平成 10 年度 横浜市内の地盤沈下状況

(1) 調査方法

市内の地盤沈下状況を把握するため、毎年一回定期的に精密水準測量を行っております。

平成 10 年度は、主に軟弱地盤である沖積低地を対象地域とし、520 の観測地点、測量延長 493 km の調査を実施しました。

(2) 調査結果

平成 9 年度と標高値が比較できた 517 の成果地点のうち、1 cm 以上 2 cm 未満沈下したのは 4 地点で、2 cm 以上沈下した地点はありませんでした。最大沈下地点は、西区平沼 2 丁目で、沈下量は 1.61 cm でした。

(ページ 22, 表-1)

また、1 cm 以上 2 cm 未満の沈下面積は、0.21 km² となっています。

(ページ 23, 表-2 及びページ 24, 図-1 25, 図-2)

2 最近の沈下状況

横浜市内の地盤沈下は、工場・事業場での地下水揚水や都心部での大規模な地下掘削工事等による地下水排除が原因となっています。この対策として、開発が進行するこれらの地域の一部を「横浜市地盤沈下対策指導要綱」で指定し指導を行っています。

最近 5 年間の累積沈下量を図示した「横浜市地盤沈下 5 年間変動図」(ページ 25, 図-2) によりますと、柏尾川流域の戸塚駅周辺や金沢区福浦町で、沈下量が 4 cm から 6 cm となっています。

表-1 平成10年度水準測量結果集計
(観測基準日 平成11年1月1日)

種別 区名	観測点数	成果点数	沈下点数	内訳(単位:cm)			年間最大沈下量	町名	点番号
				1.0 未満	1.0 以上 2.0 未満	2.0 以上 3.0 未満			
鶴見	56	55	0						
神奈川	36	36	22	22			0.41cm	栄町	121
西	18	18	7	6	1		1.61cm	平沼二丁目	215
中	29	28	22	21	1		1.52cm	日本大通	306
南	15	15	14	13	1		1.43cm	浦舟町四丁目	703
港南	20	20	8	8			0.45cm	上大岡西一丁目	I-10830
保土ヶ谷	15	15	6	5	1		1.51cm	川辺町	804
旭	21	21	4	4			0.64cm	今宿南町	A-5
磯子	21	21	17	17			0.53cm	磯子一丁目	406
金沢	38	38	38	38			0.96cm	野島町	506
港北	56	55	3	3			0.25cm	篠原町	982
緑	19	19	1	1			0.16cm	中山町	M-20
青葉	38	38	0						
都筑	30	30	5	5			0.13cm	佐江戸町	M-18
戸塚	33	33	11	11			0.24cm	柏尾町	T-16
栄	33	33	4	4			0.23cm	鍛冶ヶ谷町	T-61
泉	20	20	1	1			0.01cm	新橋町	T-11
瀬谷	22	22	1	1			0.01cm	瀬谷六丁目	S-22
計	520	517	164	160	4				

注) 観測点のうち前年と比較できるものを成果点としました。

表-2 沈下量別面積推移表

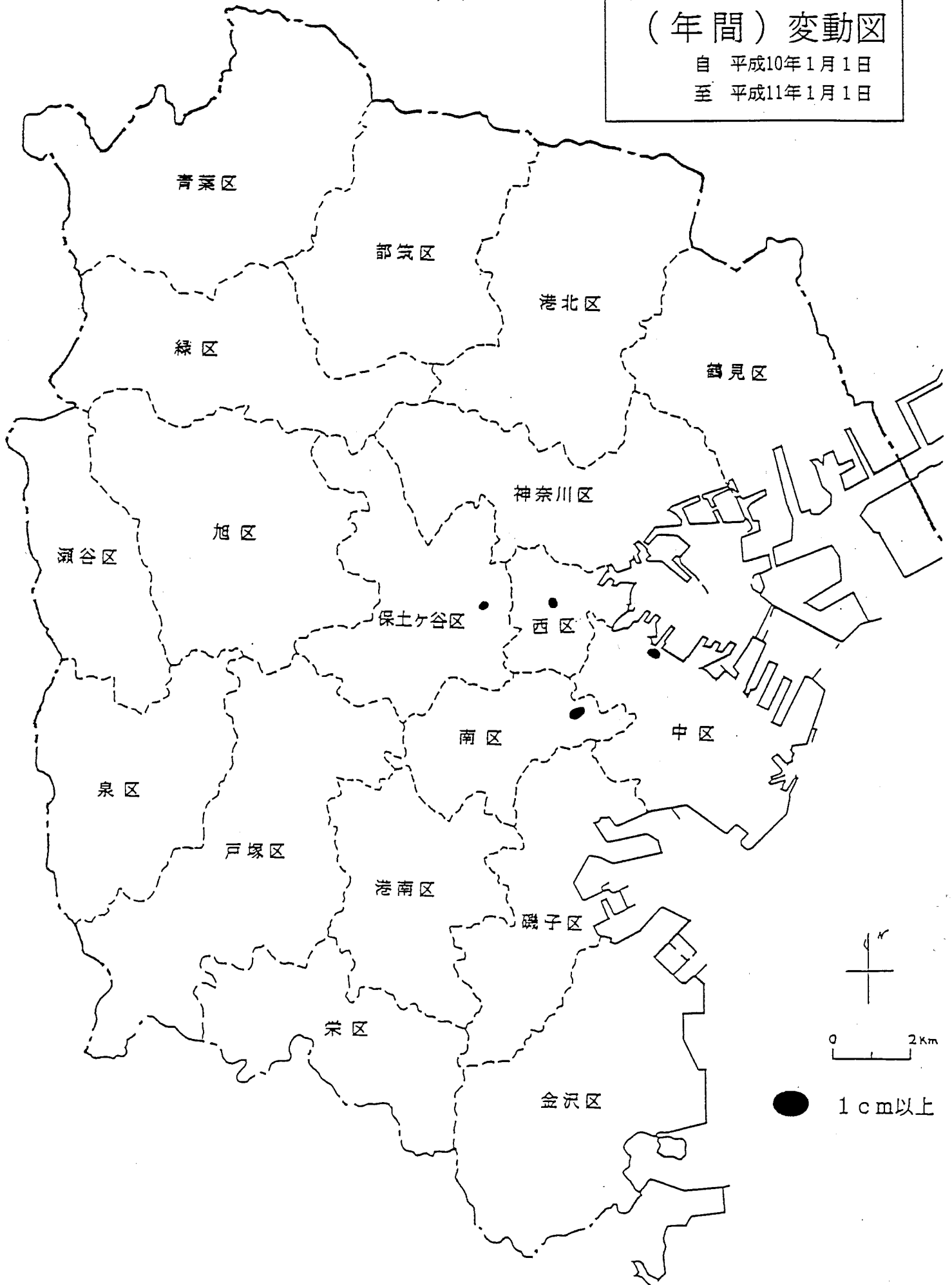
(単位: K.m²)

沈下量	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
1cm 以上 2cm 未満	2.74	1.16	1.69	1.38	0.31	0.52	9.65	0.09	4.08	0.21
2cm 以上 3cm 未満	0.03	0.22	0.04	0.15	0.03		0.03			
3cm 以上 4cm 未満	0.02			0.01						
4cm 以上 5cm 未満	0.01									
5cm 以上										
合計	2.80	1.38	1.73	1.54	0.34	0.52	9.68	0.09	4.08	0.21
調査面積	188.00	188.00	188.00	188.00	190.34	190.34	190.34	190.34	190.34	190.34
年間最大沈下量	5.0 cm	2.9 cm	2.2 cm	3.4 cm	2.9 cm	1.7 cm	2.1 cm	1.4 cm	1.8 cm	1.6 cm
年間最大沈下地点	神・西寺尾二	磯・新磯子町	磯・新磯子町	磯・新磯子町	緑・白山町	中・横浜公園	瀬・瀬谷六丁目	保・権太坂一丁目	部・池辺町	西・平沼二丁目

図-1

横浜市地盤沈下
(年間) 変動図

自 平成10年1月1日
至 平成11年1月1日



平成 10 年度交通騒音・振動の状況について

横浜市では、道路沿道、鉄道沿線での定点測定や苦情に伴う測定、航空機騒音の常時測定を行っています。

平成 10 年度の測定結果は、次のとおりです。

1 道路交通騒音・振動

道路交通の騒音調査は、定点による測定 24 地点、苦情に基づく測定 23 地点、計 47 地点で行いました。その結果、全時間帯で環境基準に適合した地点が 3 地点（6%）、環境基準を超え要請限度以下が 23 地点（49%）、いずれかの時間帯で要請限度を超えたのが 21 地点（45%）でした。（ページ 27, 図-1）

また、時間区分（朝、昼、夕、夜）で見ますと、環境基準に適合している地点は、9～19%でした。（ページ 27, 図-2, ページ 29, 表-1, ページ 30, 表-2）

道路の振動調査は、苦情に基づく測定を 11 地点で行いましたが、要請限度を超えた地点はありませんでした。（ページ 27, 図-3）

なお、道路騒音は、騒音に係わる環境基準の改正（平成 11 年 4 月施行）に伴い、11 年度より評価手法が中央値（統計値）から等価騒音レベル（物理的な量）となります。

2 鉄道騒音・振動

新幹線の騒音・振動調査は、定点（市域沿線約 2 Km 間隔）による測定を 24 地点（8 測線×3 地点）で行いました。

騒音の環境基準（住居系地域 70 dB, 商工業系地域 75 dB）の適合率は、54%（13 地点）でした。（ページ 31, 表-3）

また、振動の指針値（70 dB）適合率は、100%（24 地点）でした。

（ページ 31, 表-4）

在来線については、環境基準等がありませんが騒音は、苦情等に基づいて 15 地点で測定を行いました。その結果は、71～88 dB でした。（ページ 32, 表-5）

振動についても苦情等で 13 地点の測定を行い、その結果は、53～68 dB でした。（ページ 32, 表-6）

3 航空機騒音

横浜市域は、「航空機騒音に係わる環境基準」が適用されていませんが、昭和 53 年 5 月から常時測定を厚木基地に近接する市内 3 地点（緑区長津田小学校、瀬谷区相沢小学校、泉区東中田小学校）で行っています。

測定結果は、加重等価平均感覚騒音レベルが 57 から 61 で、ほぼ同レベルで推移しています。（ページ 33, 表-7, 図-4）

年度	環境基準を満足する地点	環境基準は超えるが 要請限度以下の地点	要請限度を超える地点	測定地点
6	5 (11%)	15 (34%)	24 (55%)	44
7	3 (8%)	13 (33%)	23 (59%)	39
8	6 (14%)	13 (29%)	25 (57%)	44
9	3 (8%)	12 (32%)	23 (60%)	38
10	3 (6%)	23 (49%)	21 (45%)	47

図 1 道路交通騒音の年度別環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況

時間区分	環境基準を満足する地点	環境基準は超えるが 要請限度以下の地点	要請限度を超える地点
朝	5 (11%)	30 (64%)	12 (25%)
昼	9 (19%)	35 (75%)	3 (6%)
夕	4 (9%)	31 (66%)	12 (25%)
夜	6 (13%)	20 (42%)	21 (45%)

時間区分

朝：午前6時から午前8時まで

昼：午前8時から午後6時まで

夕：午後6時から午後11時まで

夜：午後11時から午前6時まで

図 2 道路交通騒音の時間区分別環境基準の適合状況及び要請限度の超過状況(47地点)

注) 要請限度：騒音規制法第17条第1項で定める、指定地域での時間区分毎の自動車騒音の限度

年 度	要 請 限 度 と 比 較 し て			測 定 地 点 数
	~ -20 dB	-19~-10 dB	-9~-0 dB	
6	5 (38%)	7 (54%)	1 (8%)	13
7	5 (33%)	8 (54%)	2 (13%)	15
8	1 (8%)	11 (84%)	1 (8%)	13
9	5 (36%)	9 (64%)	0 (0%)→	14
10	4 (36%)	7 (64%)	0 (0%)→	11

図 3 道路交通振動の要請限度との比較

注) 要請限度：振動規制法第16条第1項に基づく道路交通振動の限度

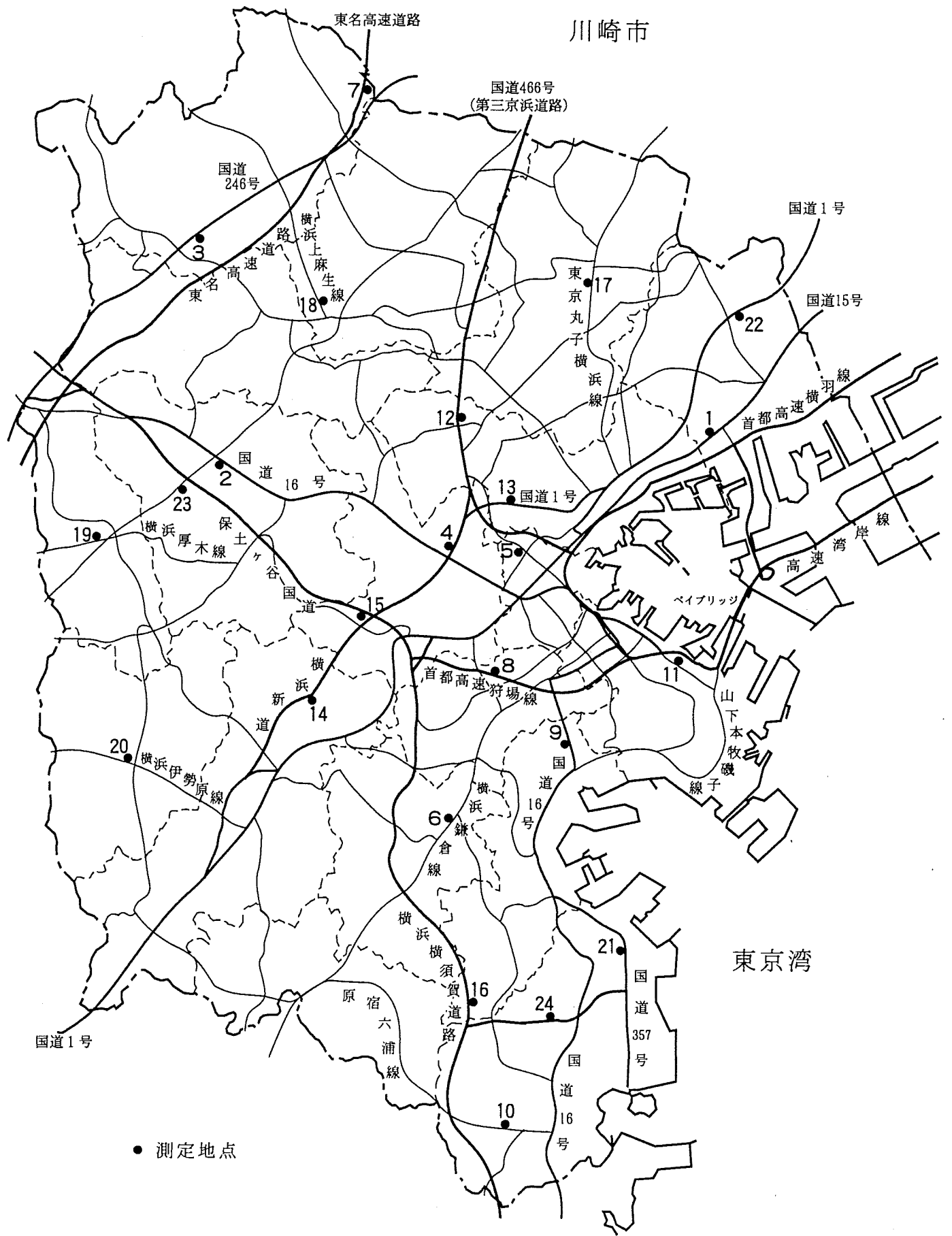


図 3 測定地点概略図 (定点)

表-1

定点測定場所における道路交通騒音測定結果

(平成10年度)

測定場所	用途 地域	道路名称	測定結果 (L ₅₀) dB				区分 ※
			朝	昼	夕	夜	
1 鶴見区生麦	商業	国道15号	72	73	71	66	C
2 旭区都岡町	二種住居	国道16号	65	67	65	59	C
3 青葉区しらとり台	準住居	国道246号	76	75	74	74	C
4 保土ヶ谷区峰岡町	一種住居	国道1号	56	55	54	53	B
5 西区浅間町	商業	横浜生田線	71	72	72	67	C
6 港南区港南中央通	一種住居	横浜鎌倉線	66	68	67	59	B
7 青葉区新石川	一種住居	東名高速道路	64	64	65	63	C
8 南区南太田	一種住居	首都高-狩場線	60	62	61	57	B
9 磯子区滝頭	近商	国道16号	71	71	71	66	C
10 金沢区大道	近商	原宿六浦線	68	68	67	57	B
11 中区新山下	準工	山下本牧磯子線	66	69	65	60	B
12 神奈川区羽沢町	無指定	第三京浜	72	72	72	69	C
13 神奈川区三ツ沢中町	近商	国道1号	71	71	70	67	C
14 戸塚区品濃町	準住居	横浜新道	76	77	77	74	C
15 保土ヶ谷区今井町	一種住居	保土ヶ谷国道	76	76	75	74	C
16 磯子区峰町	無指定	横浜横須賀道路	73	73	72	67	C
17 港北区樽町	近商	東京丸子横浜線	63	66	67	60	B
18 都筑区川和町	近商	横浜上麻生線	57	63	59	49	A
19 瀬谷区瀬谷	二種住居	横浜厚木線	66	67	68	63	C
20 泉区和泉町	準住居	横浜伊勢原線	67	67	66	60	C
21 金沢区並木	一種中高	国道357号	55	57	55	49	A
22 鶴見区下末吉	準工	国道1号	71	72	71	66	C
23 旭区矢指町	無指定	丸子中山茅ヶ崎線	69	70	70	65	C
24 金沢区能見台	一種中高	金沢支線	53	56	53	48	A

※区分 A：環境基準に適合した地点

B：環境基準を超えるが要請限度以下の地点

C：要請限度を超える地点

測定方法の概略：一時間ごとに4分10秒間の測定（500サンプル）を7日間行い、各時間ごとに中央値を求め、その平均値を算出する。JIS Z8731「騒音レベル測定法」に基づく。

表-2 苦情により実施した道路交通騒音測定結果

(平成10年度)

測定場所	用途地域	道路名称	測定結果 (L ₅₀) dB(A)				区分※
			朝	昼	夕	夜	
25 青葉区市が尾町	一種住居	東名高速道	60	59	59	58	B
26 旭区上川井町	準工業	保土ヶ谷国道	77	76	76	74	C
27 保土ヶ谷区峰岡町	準工業	保土ヶ谷国道	77	77	76	74	C
28 港南区港南台	一種住居	横浜横須賀道路	61	63	61	55	B
29 保土ヶ谷区狩場町	一種住居	横浜横須賀道路	73	73	72	70	C
30 神奈川区羽沢町	一種住居	第三京浜	78	79	78	74	C
31 保土ヶ谷区藤塚町	一種住居	横浜新道	75	74	73	71	C
32 旭区鶴ヶ峰本町	二種住居	国道16号	61	65	65	53	B
33 戸塚区平戸町	準住居	環状2号線	63	64	62	57	B
34 保土ヶ谷区境木本町	準住居	環状2号線	62	63	63	56	B
35 戸塚区品濃町	準住居	環状2号線	68	69	68	61	C
36 港南区下永谷	準住居	環状2号線	61	62	61	57	B
37 神奈川区羽沢町	一種住居	環状2号線	59	60	60	54	B
38 神奈川区羽沢町	一種住居	環状2号線	58	60	61	53	B
39 保土ヶ谷区川島町	無指定	環状2号線	57	58	57	52	B
40 保土ヶ谷区川島町	一種低専	環状2号線	52	54	52	48	B
41 磯子区坪呑	準住居	環状3号線	49	54	51	41	B
42 磯子区洋光台	準住居	環状3号線	58	70	69	59	B
43 金沢区富岡西	一種低専	市道	48	56	52	38	B
44 南区别所中里台	一種低専	市道	54	60	59	49	B
45 緑区鴨居	一種低専	市道	53	60	55	39	B
46 栄区本郷台	一種住居	市道	53	63	59	41	B
47 青葉区すみれ台	一種低専	市道	59	65	63	47	B

※区分 A：環境基準に適合した地点

B：環境基準を超えるが要請限度以下の地点

C：要請限度を超える地点

表-3 新幹線騒音 環境基準適合状況一覧表

地域 類型	軌道から の距離 (m)	適 合 状 況				環境基準 (dB (A))
		適 合 数 (A)	不適合数	合 計 (D)	適 合 率 (A/D%)	
I	12.5	0	7	7	0	70
	25	4	3	7	57.1	
	50	6	1	7	85.7	
	計	10	11	21	47.6	
II	12.5	1	0	1	100	75
	25	1	0	1	100	
	50	1	0	1	100	
	計	3	0	3	100	

注) I 類型：主として住居の用に供される地域

II 類型：I 類型以外の地域

測定方法の概略：上下線各10本の計20本の列車を測定し、各列車のピーク値のうち、上位半数のパワー平均を算出する。

表-4 新幹線振動 指針値適合状況一覧表

軌道からの 距 離 (m)	適 合 状 況				指 針 値 (dB)
	適 合 数 (A)	不適合数	合 計 (D)	適 合 率 (A/D%)	
12.5	8	0	8	100	70
25	8	0	8	100	
50	8	0	8	100	
合 計	24	0	24	100	

測定方法の概略：上下線各10本の計20本の列車を測定し、各列車のピーク値のうち、上位半数のパワー平均を算出する。

表一五 苦情等に基づく在来線騒音の測定結果

測定番号	鉄道名	測定場所	鉄道構造	騒音レベルdB
1*	東海道線	保土ヶ谷区岩崎町	盛土	77
2*	横須賀線	保土ヶ谷区岩崎町	盛土	85
3*	根岸線	中区根岸町	盛土	87
4*	横浜線	港北区小机町	堀割	85
5*	横浜線	緑区いぶき野	盛土	88
6	南武線	鶴見区矢向	平坦	67
7	貨物線	鶴見区矢向	平坦	81
8	貨物線	鶴見区矢向	平坦	86
9	京浜急行線	神奈川区新町	盛土	88
10*	東横線	港北区太尾町	盛土	88
11*	田園都市線	青葉区荏田北	平坦	83
12*	相模鉄道線	旭区中希望ヶ丘	盛土	83
13	いずみ野線	旭区柏町	堀割	86
14*	いずみ野線	泉区和泉町	堀割	68
15*	いずみ野線	泉区和泉町	堀割	71

備考 1) 番号中の*印は測定が上り側で行われたもの
 2) 騒音レベルの平均値は、原則として上り下り合わせて20本の上位10本のパワー平均

表一六 苦情等に基づく在来線振動の測定結果

測定番号	鉄道名	測定場所	鉄道構造	振動レベルdB
1*	東海道線	保土ヶ谷区岩崎町	盛土	64
2*	横須賀線	保土ヶ谷区岩崎町	盛土	64
3*	根岸線	中区根岸町	盛土	67
4*	横浜線	港北区小机町	堀割	53
5*	横浜線	緑区いぶき野	盛土	68
6	南武線	鶴見区矢向	平坦	62
7	貨物線	鶴見区矢向	平坦	60
8	貨物線	鶴見区矢向	平坦	62
9*	東横線	港北区太尾町	盛土	60
10*	田園都市線	青葉区荏田北	平坦	56
11*	京浜急行線	神奈川区新町	盛土	53
12	相模鉄道線	旭区中希望ヶ丘	盛土	61
13*	いずみ野線	泉区和泉町	堀割	67

備考 1) 番号中の*印は測定が上り側で行われたもの
 2) 振動レベルの平均値は、原則として上り下り合わせて20本の上位10本の算術平均

表-7 航空機騒音の年度別測定結果

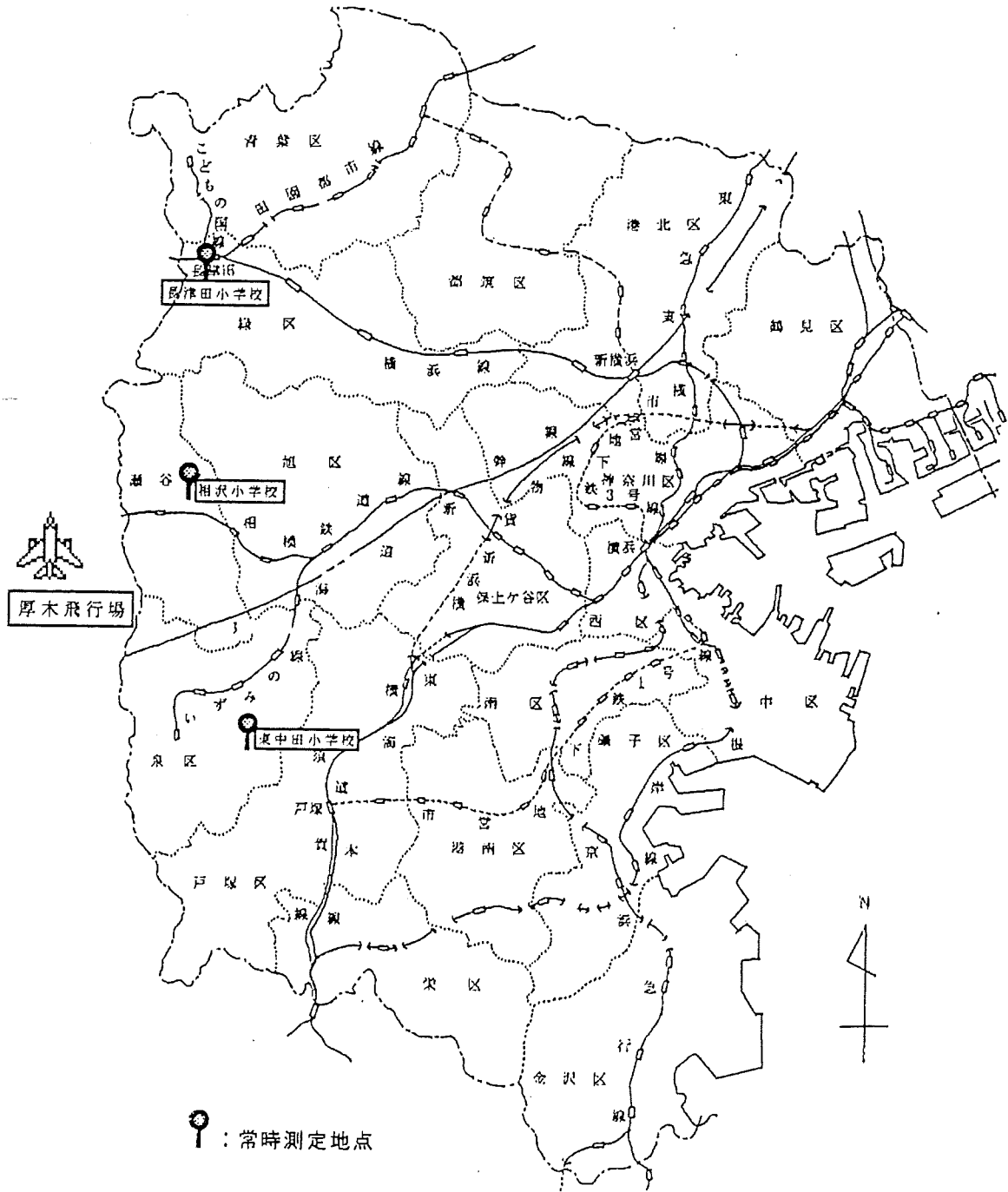
(単位：加重等価平均感覚騒音レベル)

地点\年度	元年	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10
長津田小学校	5 9	6 0	6 1	6 1	6 1	6 2	6 1	6 1	5 8	6 0
相沢小学校	5 9	5 9	6 1	6 0	6 1	6 1	6 1	6 0	6 1	6 1
東中田小学校	5 9	5 9	6 1	5 9	5 8	5 9	5 8	5 8	5 8	5 7

加重等価平均感覚騒音レベル：夜間における騒音を加重して評価する航空機騒音の評価値

環境基準：加重等価平均感覚騒音レベル 70 (ただし、市域には設定されていない)

図-4 航空機騒音測定地点



騒音の環境基準、要請限度、振動の要請限度

1 環境基準「道路に面する地域」

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

2 騒音の要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度（昭和46年6月23日 総理府厚生省令第3号）

区域の区分	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
1 第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
2 第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
3 第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル
4 第1種区域及び第2種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	60デシベル
5 第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
6 第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	65デシベル
7 第3種区域及び第4種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	80デシベル	75デシベル	65デシベル

* 地域の類型、区域区分

環境基準の地域の類型	騒音規制法の区域区分	都市計画法による用途地域
A 地 域	第 1 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域
		第 2 種低層住居専用地域
	第 2 種 区 域	第 1 種中高層住居専用地域
		第 2 種中高層住居専用地域
		第 1 種住居地域
		第 2 種住居地域
		準住居地域
		無指定
B 地 域	第 3 種 区 域	近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
	第 4 種 区 域	工業地域

* 時間区分

朝	午前 6時から午前 8時まで
昼間	午前 8時から午後 6時まで
夕	午後 6時から午後 11時まで
夜間	午後 11時から午前 6時まで

「自動車騒音の要請限度」

騒音規制法（第17条第1項）の規定により、この限度を超えて周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる時は、公安委員会に対し、道路交通法による規制措置（速度制限など）をとるよう要請することができ、また、道路管理者及び関係行政機関の長に対して、自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることができる。

3 振動の要請限度

振動規制法第16条第1項に基づく道路交通振動の限度（昭和51年11月10日 総理府令第58号、振動規制法施行規則、別表第2）

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	65デシベル	60デシベル
第 2 種 区 域	70デシベル	65デシベル

* 区域の区分

振動規制法の区域区分	都市計画法による用途地域
第 1 種 区 域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	無指定
第 2 種 区 域	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

* 時間の区分

昼間	午前8時から午後7時まで
夜間	午後7時から午前8時まで

「自動車振動の要請限度」

振動規制法（第16条第1項）の規定により、この限度を超えて周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる時は、公安委員会に対し、道路交通法による規制措置（速度制限など）をとるよう要請することができ、また、道路管理者及び関係行政機関の長に対して、自動車振動の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることができる。